

ウィルクス事件とバークの『現在の不満』（上）

ウィルクス事件とバークの『現在の不満』（上）

岸　　本　　広　　司

The Wilkes Affair and Burke's Present Discontents (Part I)

Hiroshi Kishimoto

Summary

Edmund Burke published on April 23, 1770, one of the greatest of his writings, *Thoughts on the Cause of the Present Discontents*, prompted by the Wilkes Affair. The purpose of his pamphlet was to explain the cause of the discontents manifested in popular support for the demagogue John Wilkes and to offer a solution for the discontents. Burke found the cause in a "double cabinet" or "system of favoritism" plotted by "King's Men" or "King's Friends" and the solution for the problem in the advancement of a party government.

Key words : Edmund Burke, *Thoughts on the Cause of the Present Discontents*, Wilkes Affair.

Received Jun. 15, 1992

— 「ウィルクスと自由」

我々がすでに別稿で考察したように⁽¹⁾、政界登場後のバークの活躍には目覚ましいものがあった。理論面・実践面における彼の働きは、ロッキンガム派に大きく寄与し、政界入りして僅か2、3年のうちに、バークはロッキンガム派にとって欠き得ぬ存在となった。政治家としての彼の歩みは順調であった。1768年の春の総選挙では、前回と同様、ヴァーニ伯(2nd Earl of Verney) 所有のバッキンガムシャーのウエンドーヴァーから再び選出されている。この再選によって、彼の政治的地位は従来にも増して高まった。しかし、当時紳士と言われるためには土地と邸宅を所有している必要があった。そこでバークは、政治的地位のみならず社会的地位をも得るために、再選直後の68年5月、バッキンガムシャーのビーコンズフィールド (Beaconsfield) に600エーカーの土地とパラディオ様式の邸宅を購入した。彼は、バリ

トア寄宿学校時代の友人R・シャクルトン（Richard Shackleton）にこう伝えている。

「貴方は親切な方ですから、時々は私の近況を聞きたいとお思いでしょう。……私に関して言えば、何人かの素晴らしい友人たちの御好意によって、実に快適な生活を送っています。私は前回と同じ選挙区から再選されました。私は自分の資金を集められるだけ集め、また友人の援助を得て、この国に幾らか根を下ろしました。私はロンドンから24マイル離れたバッキガムシャーで、600エーカーの土地付きの家を購入しました。今そこにいます。それはこの上なく心地よい場所で、事情さえ許せば、農夫になりたいと真剣に思っています。ここは詩人ウォーラーゆかりの地で、現在、彼の家の一部が私の家から100ヤード足らずの所に農家として残っています。古典に通曉した貴方がそのことを聞けば、まず嫌な思いはしないでしょう。貴方がイングランドへ旅行する際には、貴方がかつて大好きだった詩人の故地を訪ねて、敬意を払う義務があると思います⁽²⁾。」

以前の所有者の名前から、バークがしばしば「グレゴリーズ」（Gregories）あるいは「バトラーズ・コート」（Butler's Court）と呼んだ⁽³⁾この不動産の購入価格は、画家J・レノルズ（Joshua Reynolds）によって700ポンドの値をつけられたプーアンの風景画7点や⁽⁴⁾、大理石の彫刻等を含めて総額2万ポンドであった。しかしこの2万ポンドを、バークがどのように調達したかは実のところ明瞭でない。自己の全財産を搔き集め、また友人の助力を仰いだことは彼自身述べている通りであるが、その友人とは一体誰であり、何ポンド借りたのかは必ずしも明確でなく、今日に至るまでバークをめぐる謎の一つとなっているのである⁽⁵⁾。しかしそのことは別として、バークがこの地所を購入した意味は大きく、以後約30年間、議会閉会中と夏の間はこの邸宅で過ごし、思索や執筆といった知的活動をするとともに、著名な文人や政治家を招待して、その交際範囲を一層広めていったのであった⁽⁶⁾。

ところで、68年春の総選挙で、イギリスの政治史上極めて重要な人物が立候補し、大きな問題を巻き起こした。ジョン・ウィルクス（John Wilkes）である。ウィルクスをめぐる1763年4月から64年1月までの騒擾については、すでに別稿で述べたところであるが（本誌、第22集），68年に再燃したこの事件は、バークの『現在の不満』と密接に関わるものであるが故に、68年2月から69年5月までの第2期の騒擾について、以下我々に必要な範囲内で見ておこう。

さて、誹謔文書出版の廉で64年1月に下院から追放され、また王座裁判所でも有罪判決を下されたウィルクスは、それらが決定される直前に、状況の不利と身の危険を感じてパリに亡命した。亡命後のウィルクスは、一般逮捕状を無効とするロッキンガム内閣が、自己の赦免や支援および政治的復活に努力してくれることを期待していた。そしてそうした期待を抱きながら、彼はバークを窓口としてロッキンガム内閣と交渉したが、同内閣は幾ばくかの金子を与えたにすぎなかった⁽⁷⁾。そしてチャタム内閣に至っては、ウィルクスに対して実に冷淡で、およそ彼と関わり合おうとさえしなかった。というのもウィルクスはあまりにも品位に

ウィルクス事件とバークの『現在の不満』（上）

欠けた人物であると思われたからである。実際、ウィルクスは道徳的に問題多き人物であった。例えば、ロンドンの富裕な酒造業者の次男として生まれた彼は、オランダのライデン大学に留学し、そこで2年あまりの学生生活を送っているが、その生活は放埒で不真面目なものであった。彼は、J・ボズウェル（James Boswell）にこう語っている。「私は大学で全く勉強しませんでしたし、ライデンではいつも女性に囲まれていました。父は私に欲しいだけの金をくれました。3、4人の娼婦を買って、毎晩酒を飲みました⁽⁸⁾。」

大学を卒業して帰国したウィルクスは、やがてロンドンの裕福な乾物商の一人娘と結婚している。しかしそれは、彼女の財産目当ての結婚であって、決して愛情に満ちたものではなかった。7年後、愛のない結婚生活は破局を迎えている。そして放蕩な性行はその後も変わらず、若い貴族の社交クラブである「ビーフステーキ・クラブ」（Sublime Society of Beef-steaks）や、放縱な青年たちの集う秘密の「無神論クラブ」（Hell-Fire Club）に出入りしては酒や女遊びに興じ、1757年にエールズベリ（Aylesbury）から下院に選出されて後も、猥褻で冒瀆的な『女性論』（*An Essay on Woman*）が典型的に示しているように、淫らで放埒な生活を変えることはなかったのであった⁽⁹⁾。当時のある人物は、「ウィルクスは非常に快活だが、感情面と道徳面ではやや放蕩で道楽の傾向がある⁽¹⁰⁾」と述べているし、E・ギボン（Edward Gibbon）とS・ジョンソン（Samuel Johnson）も、ウィルクスについて次のように語っているのである。

「ウィルクスは尽きることなき気概や機知やユーモアを持っており、非常に博識である。しかし理論面でも行動面でも全くふしだらで、その生活はあらゆる悪徳に染まり、言うことはすべて下品で冒瀆的である。こうした素行を彼は得意がっている。というのも恥は一つの弱点であって、そのような弱点など、彼はずっと以前に克服してしまっているからである。彼は、社会が紛糾しているこの時期に乗じて立身出世しようとしたと語った。この高貴な考え方に基づいて、彼はテンプル卿やピット氏と親密な関係を持ち、ビュート卿に対する公然たる敵となって、『ノース・ブリトン』や他の政治的パンフレットで毎週罵詈雑言を吐いている⁽¹¹⁾。」

「ジョンソンは、並はずれて大胆に政府の施策と王室を攻撃した人物〔ウィルクス〕について述べた。『彼が法律に引っ掛かることはないであろう。しかし、彼は悪態吐きのならず者だと思う。だから私は、彼の処断を我が首席判事に願い出る代わりに、数人の若い衆を呼び寄せて、彼をしたたか水中に突っ込んでやりたい』と⁽¹²⁾。」

このように、ウィルクスは道徳的に問題多き人物であった。しかし彼には比類なき資質や才能があった。すなわち、L・S・サザーランド（Lucy S. Sutherland）も言うように、ウィルクスには「著しく特異な個性、大いなる自信、新聞を利用することの巧みさ、政治的駆け引きの技術⁽¹³⁾」といったような、まさにデマゴーク的な政治指導者に必須の能力が備わっていたのである。そしてそうした資質によって、彼は63年の『ノース・ブリトン』（*The North*

Briton) 第45号の時には、「ウィルクスと自由」(Wilkes and Liberty) という歓呼の声とともに、一躍民衆の英雄となることができたのであった。そのような彼が、68年2月6日に突然亡命先のパリから帰国した。それは、パリでの生活が経済的に苦しくなったからであり、また、本国で総選挙が行なわれることを聞き知った彼が、選挙に立候補して当選すれば、『ノース・ブリトン』と『女性論』に絡む先の罪科も議員特権によって帳消しになるとえたからである。そこでウィルクスは、同年3月にロンドンのシティから立候補したが、1247票得たものの、候補者7名のうち最下位であり、この時の試みは惨めな失敗に終った⁽¹⁴⁾。しかし彼はそれに挫けることなく、次いで首都とその近郊から成るミドルセクス(Middlesex)州に目を付けて、そこから立候補すべく直ちに手続きをとった。そして先述の才能を遺憾なく発揮して、中流市民層や下層の無産者たちの経済的不満に付け入り、彼らを巧みに煽動しつつ、「ウィルクスと自由」および「45号」という合言葉を、5年前の時よりも一層強く叫ばせたのであった。この時ロンドンに滞在していたB・フランクリン(Benjamin Franklin)は、ウィルクスを支持する民衆の熱狂ぶりと、首都の雰囲気を次のように記している。

「無法者で追放されていた厚顔無恥な男、一文の価値も有さぬ男がフランスから舞い戻り、王国の首都で立候補している。立候補の申し込みが遅れたという理由だけで落選し、直ちに他の主要なカウンティから立候補して選挙に勝とうとするのは実に異常な出来事である。野次馬連中(mob)は街々で唄を歌って気勢を上げ、馬車で通り過ぎるあらゆる階層の紳士や淑女に、『ウィルクスと自由』という合言葉を叫ばせようとしている。そしてあらゆる馬車に同じ言葉を、またあらゆるドアに『45号』という数字をチョークで書いている。こうした光景は、田舎に通ずる道路に沿ってずっと続いている。私は先週ウィンチエスターへ行ったが、首都から15マイル離れた所まで、道路沿いの家々のドアや窓には、この数字の書かれていないものはほとんどなかった⁽¹⁵⁾。」

ウィルクスの民衆煽動は大成功だった。彼は68年3月28日の選挙で1292票獲得し、3名の候補者中最高点で当選した⁽¹⁶⁾。彼を支持する民衆たちは、驚喜のあまり街に繰り出し、ウィルクス賛歌と反政府感情を爆発させた。そしてやがて彼らは暴徒化し、人々に「ウィルクスと自由」「45号」と呼びながら、2日間にわたってデモンストレーションと破壊活動を行なった⁽¹⁷⁾。『アニユアル・レジスター』(The Annual Register)とH・ウォルポール(Horace Walpole)の『回想録』(Memoirs of the Reign of King George the Third)は、こうした情景を概ね次のように記している。

「3月28日の夜、烏合の衆(the rabble)は大変な騒ぎを引き起こした。暴徒(mob)は街を東から西へとデモ行進して、すべての人々に灯をともすよう強要した。すぐさまそのようにしない者がいれば、その人の家の窓は打ち壊された。特に市長公邸の窓は、数百ポンドもある大きなシャンデリアなどと一緒に粉々に壊された。暴徒は、ビュート卿やエグモント卿の邸の窓を、さらにはロンドンとウェストミンスターの公道沿いの紳士や商人たち

ウィルクス事件とパークの『現在の不満』（上）

の邸の窓をことごとく破壊した。ある紳士の邸宅では、召使いが軽率にも拳銃を発砲したために暴徒は激怒し、ロンドン中央部のチャーリング・クロスにあるノーサンバーランド公の邸では、数枚の窓ガラスが彼らによって割られた⁽¹⁸⁾。」

「3月28日の夜、人々は暴れ狂った。ウェストミンスター中が大混乱に陥った。ピカデリー街を通るのは危険だった。すべての家は灯をともすよう強要され、灯をともしていない家の窓はすべて壊された。『ウィルクスと自由』の歓呼の声を上げないと窓ガラスが割られ、多くの馬車は『45号』と落書きされて台なしにされた。ビュート卿の邸が襲撃された。ノーサンバーランド公は暴徒に酒を振る舞うのを余儀なくされた。彼らと一緒にウィルクスの成功を祝して乾杯させられた。暴徒はシティの市長公邸を襲って窓を壊した。大のウィルクス嫌いであるロンドン市長は、民兵団の出動を要請した。しかし民兵団では、暴動を鎮めるには不充分だった。翌日の夜はそれほど騒然たるものではなかった。しかし、ウィルクスの勝利を祝賀しなかったスコットランド人の家々の窓が壊された。さらに暴徒は、照明するのを拒否したハミルトン公爵夫人の邸を襲った。彼らは門を倒し、道路の舗装を剥がし、ドアや戸を3時間にもわたって叩き続けた⁽¹⁹⁾。」

巧みな操作によって権力に抗する自由の体現者というイメージを民衆に植え付け、選挙戦で圧倒的勝利を収めたウィルクスは、さらに圧制の犠牲者として彼らから崇められることを期待して、68年4月20日、自ら王座裁判所に出頭した。そして7日後の4月27日、裁判所の監獄に収監されたが、ここでもウィルクスの目論みは成功し、彼を支持する民衆はかつてなく大規模な示威運動を行なった。そして5月10日には、遂にウィルクス事件のクライマックスとも言うべき「セント・ジョージ広場の虐殺」(Massacre of St. George's Fields) が起こったのであった。すなわち、ウィルクスを支持する民衆は、この日早朝から監獄近くのセント・ジョージ広場に集まり、彼の収監に反対して一大抗議運動を行なった。集まった群衆の数は2万とも4万とも言われているが⁽²⁰⁾、その群衆に向かって治安に当っていたスコットランド部隊が発砲し、多くの死傷者を出すに至ったのである⁽²¹⁾。1768年版『アニユアル・レジスター』は、おおよそ次のように記している。

「この日の午後、おびただしい数の人々が王座裁判所の獄舎周辺に集まつた。彼らはウィルクス支持を叫んで大騒ぎをした。解散命令が出された。しかし彼らは石やレンガの破片を投げて抵抗した。居酒屋の息子であるウィリアム・アレンが、一人の兵士に追いかけて銃殺された。その後、群衆がますます膨れ上がつたので、守備隊の増援が要請された。暴動が続いた。兵士は群衆に銃を向けて発砲した。5、6人が殺され、約15名が負傷した。負傷者の中には二人の女性も含まれていた。そのうちの一人は、セント・トマス病院で死亡した⁽²²⁾。」

イギリスの政治史に残るこの「セント・ジョージ広場の虐殺」事件は、ウィルクスに格好の政府批判の材料を与えた。また民衆もこの事件に激怒し、各地で抗議行動や騒擾を繰り広

げた。それに対してジョージ三世は、虐殺の行なわれた68年5月10日、「流血は余の喜びとするところではない。しかしそれは、法への服従を回復するための唯一の方法である⁽²³⁾」と述べて、軍隊による民衆への発砲を弁護するとともに、秩序を維持すべきことを強調した。そして政府や裁判所も、ウィルクスの処置に苦慮しながらも、彼に対する強い姿勢を崩すことにはなかった。まず保守派のマンスフィールド（1st Earl of Mansfield）を首席判事とする王座裁判所は、6月18日、ウィルクスに『ノース・ブリトン』45号と『女性論』出版に絡む文書誹謗の罪で罰金1000ポンドと22ヶ月の禁固刑を言い渡し⁽²⁴⁾、翌69年2月3日には、政府は「ウィルクス氏の追放こそ最も肝要と思われる。それは是非とも実現されなければならぬ⁽²⁵⁾」とかねてから主張していた国王の意向を受けて、バーリントン（2nd Viscount Barrington）の提出したウィルクス追放の動議を、219対137で下院を通過させたのであった⁽²⁶⁾。

しかしながら、ミドルセクスのウィルクス支持者たちは、このような追放措置に憤慨し、69年2月16日に行なわれた補欠選挙で、獄中にあるウィルクスを無競争当選させた⁽²⁷⁾。しかるに議会の多数派は、翌17日、「ジョン・ウィルクス氏は今会期中に本院から追放されたのであるから、現議会の議員として選出される資格を有していなかつたし、今も有していない⁽²⁸⁾」と決議して、彼の当選は無効であることを宣言した。それに対してウィルクスは、3月16日に行なわれた補欠選挙に再度立候補し、再び無競争当選を果たしたが、この時も議会は当選無効の決定を下した。そして4月13日に行なわれた補選において、政府はH・L・ラトレル（Henry L. Luttrell）を立ててウィルクスと争わせた。その結果は、1143対296でウィルクスの圧倒的勝利であった⁽²⁹⁾。しかしこうした選挙結果にも拘らず、議会は翌14日にウィルクスの当選を無効と決定したばかりか、15日にはラトレルの方を当選者とする決議を197対143で行なったのであった⁽³⁰⁾。大蔵大臣ノース（Lord Frederick North）からこの報告を受けたジョージ三世は⁽³¹⁾、直ちに次のようなノース宛書簡を4月16日に認めている。「下院の決議は……余に大いなる満足感を与えた。この決議は、邪悪な人間によってもたらされた呆れるばかりの放縱を必ずや駆逐するに違いない⁽³²⁾。」

さて、以上が1768年に再燃し、同年から翌69年にかけて国内を揺るがせたウィルクス事件の概略である⁽³³⁾。この事件は、63年のウィルクス逮捕の時から議員特権に関わる重大な問題を孕んでいたが、下院の多数派がミドルセクス選挙区の意向を無視するという事態に至るや、それはもはや議員特権の問題を超えて、選挙民の権利という、一層重要な憲法上の問題を提起することになった。事実、ウィルクスの支持者たちはこの事件をすぐれて憲法の危機として捉え、その観点から大規模な反政府運動を展開した。69年2月には、「国民の法的・憲法的自由の擁護⁽³⁴⁾」を目的として、「権利章典支持者協会」（Society of Supporters of the Bill of Rights）と称する急進主義的団体が組織され⁽³⁵⁾、ウィルクス支援と反政府活動が積極的に展開されるとともに、69年から72年にかけては、書簡形式による野党派の匿名パンフレット『ジュニアス書簡』（The Letters of Junius⁽³⁶⁾）が公にされて、ウィルクスを弁護しつつ

ウィルクス事件とパークの『現在の不満』（上）

激しい政府批判が繰り広げられた。また69年には、院内野党が連携して、議会の解散を求める請願運動が多く州や都市で大々的に行なわれた⁽³⁷⁾。提出された請願の数30と言われているが、このような激しい政府批判の中で、70年1月末にグラフトン内閣が退陣し、大蔵大臣ノースを首班とする新内閣が組織されたのであった。そして他ならぬ、パークもまたウィルクス擁護に立ち上がり、ウィルクス問題に対する政府の対応を厳しく批判していったのである。

もっともパークは、ウィルクスの側に立ちながらも、民衆の破壊活動や無制限な自由を認めたわけではなかった。むしろ彼自信は秩序と抑制された自由の擁護者であって、それは終始一貫変わらなかった。そのことは、「セント・ジョージ広場の虐殺」に関する次の議会演説からも窺い知ることができよう。「私の知っている現存の秩序は、いかなることがあっても維持されなければならない。もし裁判官がそれを行なわないとすれば、警察官がそれをなさねばならないし、もし警察官がしくじるならば、軍隊の力に頼らなければならない。もし血を流さなければ平和を手に入れることができないならば、血でもってそれを購わなければならない。平和はあらゆる統治の大目的である。自由も目的であるが、それは最善の形においてである。私は自由について、節度を欠いた極端な考え方など全く持っていたいなかったし、今も持っていない。私の自由の理念は、常に抑制された和やかなそれなのである⁽³⁸⁾。」

こうしてパークは、秩序の破壊や無軌道な自由を認めたわけではなかった。そしてさらにパークは、ウィルクスを弁護しながらも、ウィルクスの人格までをも認めたわけではなかった。むしろパークは、当時の多くの人たちと同様に、彼の品性には嫌悪感さえ抱いており、それも終始一貫して変わらなかった。パークがウィルクスを弁護したのは、ウィルクス個人ではなくして、まさに彼の大義であった。次の68年6月9日付オハラ宛書簡は、この辺りの事情を的確に示している。「我々は、紳士たちがウィルクスを弁護して言い立てるのは、彼の人格に好感を持っているからだとは思いたくありませんでした。彼は我々の仲間ではありませんし、たとえそうであっても、信用の置けぬ人物です。彼は陽気で快活な人間ですが、思慮分別も原理・原則も持たぬ男です。もしも彼が攻撃されたとするならば、その攻撃は大きな抑圧を生み出すことなしに行ない得なかつたでありますから、我々は彼を守らねばなりませんでしたし、そのように決めていました。しかしそれは、彼の大義に対してであつて、彼の人格に対してではなかつたのです⁽³⁹⁾。」

パークとウィルクスとの関係は、パリに亡命していたウィルクスが、自己の赦免や支援を求めてロッキンガム内閣に接触した1766年に遡る。その時ロッキンガムの代理として、ウィルクスとの交渉に当ったのがパークであった、国王の赦免および年金1500ポンドというこの時のウィルクスの要求は、国務大臣グラフトン（3rd Duke of Grafton）と海軍財務長官ハウ（Richard Howe）が辞任して、すでに政権末期の状態に陥っていたロッキンガム内閣の受け入れるところではなかつた⁽⁴⁰⁾。しかしパークもロッキンガムも、基本的にはウィルクスを

支持し、その姿勢はその後も変わらなかった。もっともバークは、「ウィルクスのミドルセクス選出は、民衆のだらけた状態や、彼に対する忘却ぶりを考えるならば、全く予想外の出来事です⁽⁴¹⁾」とオハラ宛書簡で語っているように、ウィルクスの政治的復活の可能性など考えてもいなかつたというのが実情であった。しかしバークは、事態が深刻になるにつれて、問題の本質を鋭く捉え、ウィルクス支持を原理的次元から打ち出していったのである。例えば彼は、69年1月23日のクリスマス休暇明けの国会で、ウィルクスの議員特権を弁護しつつも、それにとどまることなく、文書誹謗法そのものを攻撃して次のように述べているのである。

「腐敗した政府役人であっても非難されるべきではないという考えは、文書誹謗の法律は出版の自由を守るものであるという考え方を導き出す。政府を批判したものであるならば、ごく一般的な意見であっても抑えられ、政府を非難すること自体が罪となる。何を言っても誹謗罪となりかねない。ローマ法の原理と星法院の精神こそが、文書誹謗に関する我が国の法の精神である。すなわちそれは、憲法の精神に反し、民衆の気質や行動のあり方に反し、この国の存在そのものに反する法なのである⁽⁴²⁾。」

したがってバークによれば、ウィルクスの政府批判は認められるべきである。もしそれを否定するならば、いかなる批判も成り立たなくなろう。バークは言論と出版の自由を守るべきことを訴えた。そしてウィルクス追放の動議をめぐる2月3日と10日の国会審議でも、同様の観点から追放反対を掲げ、政府批判の論陣を張ったのであった。「政府の役人がウィルクス氏を懲らしめるために、憲法を犠牲にして演じた悲喜劇の最終演技〔ウィルクス追放〕が懸念される。それは、出版の自由に対する最後の攻撃である。ウィルクスを追放すれば、イングランドは誹謗罪に問われた人間で一杯となろう。……私は、権力と民衆との間のこの激しい争いの結果を恐れる⁽⁴³⁾。」「諸君は出版の自由を否定してしまった。諸君は選挙民の権利を奪ってしまった。そして諸君を抑圧することのできる権限を、政府に与えてしまったのだ⁽⁴⁴⁾。」

これ以降もバークはしばしば登壇し、ウィルクス擁護と政府批判の演説を行なっている⁽⁴⁵⁾。例えば69年3月8日には、秩序擁護者としての立場を明確にしながらも、「セント・ジョージ広場の虐殺」事件を調査して、その原因を究明する専門委員会の設置を提案し⁽⁴⁶⁾、4月7日には、騒擾を引き起こした張本人を当局と断じながら、激しい政府批判を展開しているのである⁽⁴⁷⁾。またウィルクスの当選を無効として、ラトレルを当選者と決めた4月15日には、次のような演説も行なっているのである。「民衆(people)は自分たちの代表を選ぶべきでないというのは、憲法をぐらつかせる言説である。本院こそが代表者を指名すべきであるというのは、これまでの例によれば、憲法を破壊してしまう言説である。……本院と選挙民との間で争いが繰り返されているが、それは不吉な前兆である。こうした場合、我々を救うのは権力ではなくして思慮分別である。……すべてが予想された通りに起こっている。あらゆる愚行が混乱をもたらしてしまったのである⁽⁴⁸⁾。」

ウィルクス事件とパークの『現在の不満』（上）

パークの熱弁にも拘らず、すでに見たようにウィルクスの当選は無効とされ、ラトレルの当選が決議された。しかしパークはそれに屈することなく、69年の夏から秋にかけてはミドルセクス、ヨークシャー、バッキンガムシャー等々で、憲法の危機を訴えながら、しかも議会改革を要求する急進主義的な運動とは一線を画しつつ、議会の解散を求める請願運動をロッキンガム派の面々と精力的に行なっていった⁽⁴⁹⁾。そしてパークは、他ならぬこのような議会内外における精力的な活動の中で、本稿における我々の主たる考察対象である『現在の不満』を著わしていったのである。

注

- (1) 拙稿「パークの政界登場とロッキンガム派弁護論」(I)～(III) (『聖徳学園岐阜教育大学紀要』第22・23・24集, 1991・92年。)
- (2) Burke to Richard Shackleton (1 May 1768), *The Correspondence of Edmund Burke*, ed. by Thomas W. Copeland et al., 10 vols. (Cambridge: University Press ; Chicago: The University of Chicago Press, 1958-78), vol. I, pp. 350-51. なお、6月9日付オハラ宛書簡と6月13日付ギャリック宛書簡でも、不動産購入のことが述べられている。Burke to Charles O'Hara (9 June 1768), *ibid.*, p. 353; Edmund and Richard Burke Sr. to David Garrick (13 June 1768), *ibid.*, pp. 353-54.
- (3) Cf. *ibid.*, p. 352, note.
- (4) Cf. Carl B. Cone, "Edmund Burke, the Farmer," *Agricultural History*, vol. XIX, no.2 (April 1945), p. 66; Idem, *Burke and the Nature of Politics: The Age of the American Revolution* (Lexington: University of Kentucky Press, 1957), p. 126.
- (5) この地所購入をめぐる謎については、従来のパーク伝のはほとんどすべてが言及しているが、購入資金の問題や当時のパークの経済状態等については、差し当り次のものを参照されたい。Robert H. Murray, *Edmund Burke: A Biography* (Oxford: Oxford University Press, 1931), pp. 161-63; Dixon Wechter, *Edmund Burke and His Kinsmen: A Study of the Statesman's Financial Integrity and Private Relationships* (Boulder: The University of Colorado Studies, 1939), p. 26 ff.; Thomas W. Copeland, *Our Eminent Friend Edmund Burke: Six Essays* (Westport, Connecticut: Greenwood Press, 1970), pp. 51-56; Cone, *Burke and the Nature of Politics: The Age of the American Revolution*, pp. 129-36; Thomas H. D. Mahoney, *Edmund Burke and Ireland* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1960), pp. 43-44; Stanley Ayling, *Edmund Burke: His Life and Opinions* (London: John Murray, 1988), pp. 34-35; 中野好之『評伝パーク—アメリカ独立戦争の時代—』(みすず書房, 1977年), 217-21頁。
- (6) ビーコンズフィールドでの生活については、cf. H. T., "A Day at Beaconsfield," *Fraser's Magazine*, vol. LVI (July 1857), pp. 33-38; James H. Moffatt, "Beaconsfield, the Village," *The Dublin Review*, vol. CXLVII (July and October 1910), pp. 137-50; Cone, "Edmund Burke, the Farmer," pp. 65-69; Alice P. Miller, *Edmund Burke and His World* (Old Greenwich: The Devin-Adair Co., 1979), pp. 72-79.
なお、パークがこの地所を購入した2年後の70年に、A.ヤングがここを訪れている。彼の旅行記によれば、600エーカーの領地のうち、160エーカーが牧草地、160エーカーが耕地、90エーカーが森林地であった。そして6頭の馬、14頭の親牛、6頭の子牛、40頭の豚が飼われており、1人の執事、2人の召し使い、6人の農夫がいた。(Arthur Young, *The Farmer's Tour through the East of England* [London : W.Strahan,

1771] , IV, p.77.)

パラディオ様式の邸宅は、バッキンガム宮殿に似た壯麗なもので、この邸を訪れた人々の多くが、豪壮な邸と美しい領地を見て驚嘆の声を上げている。例えば、J.ボズウェルはS.ジョンソンの言葉を次のように記録している。「エドマンド・バーク氏がビーコンズフィールド近くの自分の壮大な邸宅と領地をジョンソンに見せた時、ジョンソンは冷静に呟いた。『まことに私は嫉妬せず、むしろ賛嘆する』と。」(James Boswell, *The Life of Samuel Johnson*, Everyman's Library [London : J. M. Dent & Sons Ltd., 1973] , vol.II, p.222. 中野好之訳『サミュエル・ジョンソン伝』(2) [みすず書房, 1982年], 500頁。) また R.シャクルトンも、妻宛に次のような手紙を書き送っている。「ここは最高に美しい所です。建物、家具、装飾品、調度品はすべて豪奢です。600エーカーの土地、森林、遊園地、庭園、温室等々、私は彼の邸宅を見て驚きのあまり立すぐみました。」(Richard Shackleton to his wife [25 May 1780] , *Correspondence*, vol.IV, p.240, note.)

- (7) Cf. *Correspondence*, vol. I , pp. 256-57, editor's Preface.
- (8) James Boswell, *Boswell on the Grand Tour: Italy, Corsica, an France, 1765-1766*, ed. by Frank Brady and Frederick A. Pattle (London: William Heinemann Ltd., 1955), pp. 56-57.
- (9) このようなウィルクスの性行を含め、彼の人物や行動を詳述したものは幾つかあるが、差し当り次のようなものを参照されたい。Horace Bleackley, *Life of John Wilkes* (London: John Lane, 1917); William P. Treloar, *Wilkes and the City* (London: John Murray, 1917); Owen A. Sherrard, *A Life of John Wilkes* (London: George Allen & Unwin Ltd., 1930); Raymond Postgate, *That Devil Wilkes* (London: Dennis Dobson, 1956); Adrian Hamilton, *The Infamous Essay on Woman or John Wilkes seated between Vice and Virtue* (London: Andre Deutsch, 1972); Audrey Williamson, *Wilkes: 'A Friend to Liberty'* (London: George Allen & Unwin Ltd., 1974).
- (10) Lewis B. Namier and John Brooke (eds.), *The History of Parliament: The House of Commons, 1754-1790* (London: HMSO, 1964), vol. III, p. 639.
- (11) Edward Gibbon, *Memoirs of My Life and Writings*, in *The Miscellaneous Works of Edward Gibbon*, ed. by Lord Sheffield (New York: AMS Press, 1971), vol. I , p. 142.
- (12) Boswell, *The Life of Samuel Johnson*, vol. I , p. 244. 邦訳(1), 292頁。
- (13) Lucy S. Sutherland, "The City of London and the Opposition to Government, 1768-1774," in Aubrey Newman (ed.), *Politics and Finance in the Eighteenth Century* (London: The Hamledon Press, 1984), p. 127. 岩間正光訳『十八世紀政治史上のロンドン』(未来社, 1969年), 73頁。
- (14) ちなみに、7人の立候補者名と得票数を挙げておくならば次の通りである。当選したのは上位 4 名であった。

T・ハーレ (Thomas Harley)	3729票
R・ラドブルック (Sir Robert Ladbroke)	3678票
W・ベックフォード (William Beckford)	3402票
B・トレコシック (Barlow Trecotthick)	2957票
R・グリン (Sir Richard Glyn)	2823票
J・パターソン (John Paterson)	1269票
J・ウィルクス	1247票

Cf. Treloar, op. cit., pp. 51-52; Postgate, op. cit., pp. 119-20.

- (15) Benjamin Franklin to William Franklin (16 April 1768), *The Papers of Benjamin Franklin*, ed. by

ウィルクス事件とパークの『現在の不満』(上)

William B. Willcox (New Haven: Yale University Press, 1972), vol. XV, pp. 98-99.

- (16) 当選したのはウィルクスとクックの2名であるが、候補者3名の得票数は次の通りである。

J・ウィルクス	1292票
G・クック (George Cooke)	827票
W・プロクター (Sir William B. Proctor)	807票

Cf. Treloar, op. cit., p. 55 ; Postgate, op. cit. p. 124.

- (17) ウィルクスを支持したのは中流の商人や下層の無産者たちであったが、暴徒化して破壊活動に走ったのは主として後者、すなわち、織物職人、石炭荷揚げ人夫、製材工といった人々であった。ウィルクス事件における階級構造については、岩間正光『イギリス議会改革の史的研究』(御茶の水書房, 1966年), 167-84頁、同『イギリス議会改革と民衆』(風間書房, 1979年), 111-32頁を参照。

- (18) *Annual Register, 1768, Part I, p. 86.*

- (19) Horace Walpole, *Memoirs of the Reign of King George the Third*, ed. by G. F. Russell Barker (New York: Books for Libraries Press, 1970), vol. III, pp. 129-30. なお、ウォルポールは同年3月31日付書簡でも、同様の内容のことを記している。Horace Walpole to Horace Mann (31 March 1768), *The Yale Edition of Horace Walpole's Correspondence*, ed. by W. S. Lewis (New Haven: Yale University Press, 1967), vol. XXIII, pp. 5-8.

- (20) Cf. George Rudé, *Wilkes & Liberty: A Social Study* (London: Lawrence & Wishart, 1983), p. 50.

- (21) Cf. *ibid.*, p. 51.

- (22) *Annual Register, 1768, Part I, p. 108.*

- (23) The King to Viscount Weymouth (10 May 1768), *The Letters of King George III*, ed. by Bonamy Dobré (London: Cassell & Co. Ltd., 1968). p. 53.

- (24) Walpole, *Memoirs of George III*, vol. III, p. 154.

- (25) The King to Lord North (25 April 1768), *The Correspondence of King George the Third from 1760 to December 1783*, ed. by Sir John Fortescue (London: Macmillan, 1927), vol. II, p. 21.

- (26) Lord North to the King (2 February 1769), *ibid.*, pp. 76-79; (3 February 1769), *ibid.*, pp. 79-80; *Journals of the House of Commons*, vol. XXXII, pp. 178-79; *The Parliamentary History of England, from the Earliest Period to the Year 1803* (London: T. C. Hansard, 1813), vol. XVI, pp. 545-46.

- (27) *Annual Register, 1769, Part I, p. 82.*

- (28) *Journals of the House of Commons*, vol. XXXII, p. 228; *Parliamentary History*, vol. XVI, p. 577.

- (29) *Annual Register, 1769, Part I, pp. 89-90.*

- (30) *Parliamentary History*, vol. XVI, pp. 585-88.

- (31) Lord North to the King (15 April 1769), *Correspondence of George III*, ed. by Fortescue, vol. II, pp. 89-90.

- (32) The King to Lord North (16 April 1769), *ibid.*, p. 90.

- (33) これ以降のウィルクスは、70年4月に刑期を終えて出獄し、翌71年7月にロンドンとミドルセックスの執行官に当選している。そして3年後の74年10月には、ロンドン市長に選出されるとともに、その直後に行なわれた総選挙では、ミドルセックスから下院議員にも選ばれている。

- (34) Bleackley, *op. cit.*, p. 241; Rudé, *op. cit.*, p. 61.

- (35) *Annual Register 1769, Part I, pp. 82-83.* なお、この協会の指導者には、牧師J・ホーン (John Horne) や下院議員J・タウンゼンド (James Townshend), 市参事会員J・ソーブリッジ (John Sawbridge) な

どがいたが、それ以外のメンバーについては、Sutherland, "The City of London and the Opposition to Government," in Newman (ed.), *op. cit.*, p. 134, 邦訳、104-105頁が詳しい。また、この協会の詳細については、Simon Maccoby, *English Radicalism, 1762-1785: The Origins* (London: George Allen & Unwin Ltd., 1955), pp. 105-107 を参照されたい。

(36) ここで、『ジューニアス書簡』について述べておこう。『ジューニアス書簡』とは、H・S・ウッドフォール (Henry S. Woodfall) の発行する『パブリック・アドヴァタイザー』(Public Advertiser) 紙に、1769年1月21日から72年1月21日にかけて掲載された計69通の一連の手紙群のことである。著者ジューニアスの目的は、ウィルクスを擁護しながらグラフトン内閣を打倒するところにあり、その武器は、毒を含んだ痛烈な皮肉であった。彼は政界内部の事情に詳しく、グラフトン、マンスフィールド、ノース、ベッドフォード (4th Duke of Bedford), グランビ (Marquis of Granby) といった政府高官たちを辛辣な言葉で次々と攻撃している。例えば69年5月30日付の第12書簡では、グラフトンがチャールズ二世の曾孫であることを揶揄しつつ、宛先人グラフトンに対しておおよそ次のような攻撃を行なっているのである。

「ある人たちの著名な先祖は、彼らの子孫が極端なまでに邪悪であり得るようにならました。例えば、閣下〔グラフトン〕の祖先は正統な子孫に対してさえ、模範となるべきどのような美德をも残しませんでした。閣下は祖先の結婚証明書よりも、またいさか厄介な令名の相続よりも、彼らの子孫であることを示す一層確実な証拠を持っています。閣下の家系には幾つかの遺伝的特徴があって、それによってはっきりと識別することができます。チャールズ一世は偽善者として生き、偽善者として死にました。チャールズ二世は別なタイプの偽善者で、父親と同じ断頭台で死ぬべきでした。100年の歳月を経た今、彼らとは異なる種類の特徴が幸運にも甦り、閣下の中に混入しています。信仰心なく厳格で、しかも陰気で不道徳な閣下は、チャールズ二世のように親しい友人を持たないで生きることであります。」(Letter XII[30 May 1769], *The Letters of Junius*, ed. by John Cannon [Oxford: Clarendon Press, 1978], p. 69)

ジューニアスの攻撃目標は、しかし政府の人間ばかりではなかった。69年12月19日付の第35書簡では、攻撃は遂に国王にまで向けられている。『ジューニアス書簡』の中でも最も有名な同書簡は、国王がビュートたちから悪しき教育を受けてきたこと、その結果、王を利用するためには国王の周辺でよこしまな人間が蠢いていること、そしてそのような人間を放置すれば、再び革命が起らかねないことを大胆不敵な言葉でこう述べているのである。

「貴方が民衆の不満の中にそれを聞くまでは、真実の言葉をこれまで一度も聞いてこなかったのは貴方の人生の不幸でありますし、貴方の政府に付随してきたあらゆる非難と苦痛の根本原因であります。しかし貴方が受けてきた教育の誤りを、今から矯正しても決して遅すぎることはありません。……御自分の真価を發揮して下さい。私利私欲に駆られた連中が、それでもって貴方を支配しようとしたくだらぬ考えを貴方の頭から追い払って下さい。イギリス人は生まれつき軽率で気まぐれだということを、つまり、彼らは理由もなしに不平を並べたてる人種だということを貴方に教えるような、そのような連中を信用してはなりません。同じくあらゆる党派、閥僚、寵臣、および親戚連中を信頼してもいけません。……私たちは、名前は立派でも、それによって長い間欺かれるようなことはありません。スチュアートという名前は、それ自体軽蔑すべきもので、国王の権威で身を固めているにすぎません。スチュアートの原理は恐るべきものです。そのやり方を模倣する王は、スチュアート王朝がどうなったか、その実例でもって警告されるべきです。王であること得意になっている間に、現在の王権がある革命〔名誉革命〕によって得られたものであり、したがってそれと同様、現在の王権も別な革命によって失われるかもしれないということを思い起こすべきなのです。」(ibid., pp. 160, 161, 173)

ウィルクス事件とパークの『現在の不満』(上)

この『ジューニアス書簡』の文体は、明瞭かつ簡潔で、しかもある種の詩的リズムを持っている。そしてその内容は、すでに見たように、毒を含んだ強烈な皮肉を交えた激しい当局批判であった。S・T・コールリッジ (Samuel T. Coleridge) はそれを、「修辞的效果を狙った推論の傑作」(masterpiece of rhetorical ratiocination)と呼び、「一種の風刺詩」(a kind of satirical poems)と評している。(Samuel T. Coleridge, *Miscellanies, Aesthetic and Literary*, ed. by T. Ashe [London : George Bell & Sons, 1892], pp.342, 345.) このような性格を持った『ジューニアス書簡』は、大きな反響を呼び、商業的にかなりの成功を収めた。それまでは2800部から2900部であった『パブリック・アドヴァタイザー』は、この書簡が掲載されるや3400部にその数を伸ばし、とりわけ国王宛書簡が載せられた69年12月19日付同紙は、一挙に6割増しの4800部も印刷・発行されている。(Cf. Robert L. Haig, *The Gazetteer, 1735-1797: A Study in the Eighteenth-Century English Newspaper* [Carbondale: Southern Illinois University Press, 1960], p. 79) そしてその日の国王宛書簡は、翌20日、『ロンドン・イーヴニング・ポスト』(London Evening Post)や『ガゼッター』(Gazetteer), 『インディペンダント・クロニクル』(Independent Chronicle) や『セント・ジェームズ・クロニクル』(St. James's Chronicle) といったロンドンの各新聞に転載されて、非常なセンセーションを巻き起こしたのであった。

激烈な筆誅を加えられた国王と政府は、『パブリック・アドヴァタイザー』の発行人であるウッドフォールを始め、国王宛書簡を転載した新聞の発行人数名を文書誹謗の罪で逮捕し、次々と裁判にかけた。(Cf. Robert R. Rea, *The English Press in Politics, 1760-1774* [Lincoln: University of Nebraska Press, 1963], pp. 177-87.) しかし当局の思惑通りに事は運ばず、有罪となったのは一人だけで、新聞発行人を叩くことによってジューニアスを黙らせようとした国王や政府の企図も結局のところ失敗に終った。そしてこれ以降、政治批判の自由と言論・出版の自由が事実上大幅に拡大され、その点で『ジューニアス書簡』は、政治思想的意義は別としても、少なくともジャーナリズムの発達史において、看過し得ぬものを持っているのである。

ところで、ジューニアスとは一体誰であるのかということについて、これまでさまざまの議論がなされてきた。現在のところ、アイルランドのダブリン出身で、当時陸軍省の第一書記の地位にあったP・フランシス (Sir Philip Francis) が『ジューニアス書簡』の筆者であると言われている。しかし同書簡が刊行された直後から、その内容が野党的立場にあることと、文章能力が際立っているところから、そうした条件に合致した人物、すなわちチャタム伯、シェルバーン伯、テンプル伯、チェスタフィールド伯、E・ギボン、H・ウォルポール、J・ウィルクス、W・G・ハミルトン、T・ペーン等々が筆者ではないかと考えられてきた。そして他ならぬ、パークもまたその作者に擬せられ、時には他の人々以上に強い嫌疑をかけられたのであった。例えば、筆者と看做されていた当のウォルポールは、回想録で自らの印象をこう語っている。「[『ジューニアス書簡』の]よく練られた流麗な文体と豊かな内容は、パークこそが眞のジューニアスであると信じ込ませた。」(Walpole, *Memoirs of George III*, vol. III, p. 267.) そしてジョンソン博士も、後年こう語っているのである。「私はパークを除いてこの種の手紙を書くだけの実力の持ち主を知らないから、彼がジューニアスだと確信していた。」(Boswell, *The Life of Samuel Johnson*, vol. II, p. 268. 邦訳(3), 6頁。)

パークがジューニアスであるというこうした風評を、パーク自身は当然の如く否定している。彼は、1771年11月24日付の友人宛書簡でこう言い切っている。「私はこれまで、自分はジューニアスであるとか、作者について何らかのことを知っているといったようなことを、ほとんどすべての知人に否定してきました。……今私は、自分の言葉と名誉にかけて、私はジューニアスの作者ではないし、その作者が誰であるのかということも全く知らないと断言致します。」(Burke to Charles Townshend [24 November 1771], *Correspondence*, vol. II, pp. 288-89.) このようなパークの否認を受けて、またその他の事情を鑑みて、前出の

ウォルポールは先の言葉に続けて次のように語っている。「パークはこの手紙の作者であるということを絶えず否定している。しかも真剣に否認している。否すればかりか、彼はそのような皮肉に恥るような人物では断じてない」と。(Walpole, *Memoirs of George III*, vol. III, p. 267) しかしながら、パークは多くの人々に強く疑われ続けたし、政府もパークを筆者と看做していた。そのことは、パークの友人宛書簡からも明らかである。(Burke to Charles Townshend [17 October 1771], *Correspondence*, vol. II, p. 250.) そしてそのような結果、例えば親しい友人W・マーカムとの激しい衝突と決裂が典型的に示しているように、パークは『ジュニアス書簡』から直接的・間接的にさまざまな被害を被ったのであった。その点で、『ジュニアス書簡』はパーク個人からすれば実に厄介な代物であったのである。(『ジュニアス書簡』については、ここに取り上げたもの以外に、次のものも参照されたい。H. R. Fox Bourne, *English Newspapers: Chapters in the History of Journalism* [London: Chatto & Windus, Piccadilly, 1887] , vol. I, pp. 181-90; Lucy S. Sutherland, "Junius and Philip Francis: New Evidence," in Newman (ed.), *op. cit.*, pp. 471-85; James T. Boulton, "The Letters of Junius," *The Durham University Journal*, vol. LIV, no. 2 (March 1962), pp. 63-69; Idem, *The Language of Politics in the Age of Wilkes and Burke* [Westport, Connecticut: Greenwood Press, 1975] , pp. 16-31, 45-51 ; R.W.Harris, *Political Ideas, 1760-1792* [London : Victor Gollancz Ltd., 1963] , pp. 129-37.)

- (37) Cf. Frank O'Gorman, *The Rise of Party in England: The Rockingham Whigs, 1760-82* (London: George Allen & Unwin Ltd., 1975), p. 245f.; 小松春雄『イギリス政党史研究—エドマンド・パークの政党論を中心に—』(中央大学出版部, 1983年), 185-87頁参照。
- (38) Burke, Speech on St. George's Fields Massacre (8 March 1769) , in *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, ed. by Paul Langford et al., 12 vols. (Oxford: Clarendon Press, 1981-), vol.II, p. 225.
- (39) Burke to Charles O'Hara (9 June 1768), *Correspondence*, vol. I, pp. 352-53.
- (40) Cf. John Wilkes to Burke (12 June 1766), *ibid.*, pp. 256-57; Burke to John Wilkes (4 July 1766), *ibid.*, pp. 259-60.
- (41) Burke to Charles O'Hara (11 April 1768), *ibid.*, p. 349.
- (42) Burke, Speech on Wilkes's Priviledge (23 January 1769), in *Writings*, vol. II, p. 101.
- (43) Henry Cavendish, *Sir Henry Cavendish's Debates of the House of Commons during the Thirteenth Parliament of Great Britain*, ed. by John Wright (London: Longman, 1841), vol. I, pp. 179-82.
- (44) *Ibid.*, pp. 226-27.
- (45) ちなみに、「セント・ジョージ広場の虐殺」が勃発した1768年5月から翌69年5月までの間に、パークは20回以上ものウィルクス事件に関する議会演説を行なっている。Cf. *Writings*, vol. II, Appendix A, pp. 479-81.
- (46) Burke, Speech on St. George's Fields Massacre, in *ibid.*, pp. 223-28.
- (47) *Parliamentary History*, vol. XVI, pp. 582-83.
- (48) Burke, Speech on Middlesex Election (15 April 1769), in *Writings*, vol.II, pp. 229-30.
- (49) 請願運動を成功させるために奮闘している様子は、当時の書簡がよく示している。例えば、Burke to the Marquis of Rockingham (13 September 1769), *Correspondence*, vol. II, pp. 78-79; William Burke to Charles O'Hara (1 October 1769), *ibid.*, p. 80, note; Burke to Charles O'Hara (24 October 1769), *ibid.*, p. 96 等を参照されたい。

二 『現在の不満』(1)

『現在の不満の原因についての考察』(*Thoughts on the Cause of the Present Discontents*)は、定価2シリング6ペンスで、ドズリ書店から1770年4月23日に刊行された。このパンフレットは、直接的にはウィルクス事件に触発され、ミドルセックス選挙区の問題を取り上げながら、この事件に対する政府や議会の対応を批判したものである。したがってその点では、先の『「現在の国情」論』と同様時局論と言うべきものである。しかしそこで論じられていることは、ウィルクス事件を前提としつつも、それに限定されることなく、むしろそれをはるかに越えて、すぐれて政治の本質や原理に関わるものであった。本文は61頁と短い作品であるが、早くから準備が進められ、その完成にかなりの時間が費やされている。パークが前年の6月には、すでにその作業に入っていたことはロッキンガム(2nd Marquis of Rockingham)の次のパーク宛書簡からも明らかであろう。

「今夜手紙を拝見しました。嬉しく思います。とりわけ貴方の近況報告を聞いて喜びも一入です。どうぞ考察を続けて下さい。貴方が過去9年間の体制に関する文書を検討し始めたことは、大変喜ばしいことです。実際それは、時宜に適った極めて有益な仕事でしょうし、人々に正しい考えを示す上で、従来のものよりもはるかに良い結果をもたらすだろうと思います⁽¹⁾。」

しかしながら、「時宜に適った」パークのそうした「有益な仕事」も、容易には進まなかつた。なぜならば、この時期のパークは請願運動の組織化のために忙殺され、思索や執筆に充分な時間がとれなかったからであり、また劇的効果を上げるために書簡形式で書くことを考えながらも、どのようなスタイルで叙述していくか、その形式すら未だ最終的には定まっていなかつたからである。「私の取り組んでいる仕事に関して言えば、……さまざまな事情から、その仕事を精力的に進めることができない状態にあります。私はそれを書簡形式で叙述しようかと考えています。宛先は、現在引退していますが長きにわたって下院議員を務め、古くからの原理を今なお持ち続けている人物、すなわちホワイト氏です。閣下がこのような形式をお気に召すかどうか、知りたく存じます⁽²⁾。」

ここに挙げられたオールド・ウィッグであるJ・ホワイト(John White⁽³⁾)が、69年の9月に死去したところから、パークが通常のパンフレット形式をとって、本格的に作業を進めるようになったのは9月以降のことである。彼は執筆に専念した。そしてロッキンガムも、原稿を速やかに完成させて、一日も早く刊行することを期待した。「貴方のパンフレットができるだけ早く出版されることを切望します。あらゆる点で、今がその好機です。私はそれが議会の全議員に、そして議会の開会に先立って、全国の政治家に読まれることを期待します。私はそれが広く受け入れられ、眞の確固たる原理の上に政党を組織化することになると思いますし、結果的にこの国に秩序をもたらして、政治を再建することになるだろうと思いま

す⁽⁴⁾。」

糺余曲折を経ながらも、パークの執筆は進み、11月中に原稿の大半が仕上がった。そしてロッキンガムを始め、ポートランド公(3rd Duke of Portland), W・ドーズウェル(William Dowdeswell), G・サヴィル(Sir George Savile)といったロッキンガム派のリーダーたちに回覧され⁽⁵⁾、さまざまな批評を受けて⁽⁶⁾、幾つかの修正が施されながら、先述したように70年4月23日に出版されたのであった⁽⁷⁾。公刊されて数日後の5月6日、パークは年来の友人R・シャクルトンにこう書き送っている。「今年の冬は大変忙しく、苦労致しました。公徳や公職や政治的才能に敬意を払っている王国内のすべての人々が、それに反対しているにも拘らず、宮廷の陰謀は今なお頗著です。貴方にお送りし、快く受け取って下さった私のパンフレット〔『現在の不満』〕が、私が今ここで述べるよりも、我々の考えをはるかによく説明していると思います。そのパンフレットは、我が党の政治綱領(polynomial creed of our party)です。個々の人物や個々の事実に関する知識はお持ちではありませんので、多くの個所が貴方には理解できないかもしれません。しかし私の意図は、おおよそのところは汲み取っていただかなければなりません。どうぞ注意してお読みください⁽⁸⁾。」我々も、このパンフレットを注意深く呼んで、その内容と意義を検討しよう。

さて、『現在の不満』は次のような文章で始まっている。

「社会の混乱の原因を究明しようとする企ては、かなりな程度まで細心な注意を要する事柄である。もしもこの種の究明が不成功に終るならば、それを手がけた人は弱い非現実的な人間だと思われよう。逆にもしも彼が不満の本当の原因を指摘するならば、彼の言辞はその要路の高官たちの感情に触る結果となって、この人々は自分の誤謬を正す機会を見出したことに感謝するどころか、それが露見したことを根に持つであろう。彼が民衆の間の英雄を非難するような羽目に追い込まれれば、彼は権力筋の手先だと思われるし、逆にもしも政権の座にある人間を糾弾すれば、彼は党派(faction)の手先であると看做される。しかしあよそ義務の遂行に際しては、必ずある種の危険を覚悟しなければならない⁽⁹⁾。」

ここに引用した文言からもわかるように、パークは社会の不満の原因の究明がある種の危険性を伴うことを、すなわち、与野党を問わず多くの人々の怒りを買う恐れがあることを覚悟していた⁽¹⁰⁾。しかし彼は、「統治の大義」に貢献するためには、一時的にはたとえ人々の怒りを買うことがあろうとも、それに怖れることなく、政治家の義務として、不満の真の原因を究明していかなければならないと考える。けれどもその場合に重要なことは、問題を表面的に捉えるのではなく、現象の背後に潜むものを洞察し、問題の本質を正しく原理的に把握することである。したがって彼は、ウィルクスやジュニアスのように、事柄をジャーナリストティックでスキャンダラスに取り上げたり描写したりするのを断固拒否し、どこまでも冷静かつ客観的で、しかも上品で高潔であろうとする。例えばビュートを非難しながらも、その非難は人身攻撃的なものでは決してなく、むしろ彼は、どのような種類のものであれ、「個

ウィルクス事件とバークの『現在の不満』（上）

「人的考慮」(personal reflections)を議論の中に入れるのを注意深く避けようとする。けだし「それは、この甚だしい苦難への義憤に誤った方向性を与える、社会の不満を下等な個人的争いから、危険な国民的抗争に変質させる傾向を孕んでいるにすぎない⁽¹¹⁾」からである。

こうしてバークは、低次元の人身攻撃を否定して、あくまでも政治の原理のみを論じるという姿勢をとろうとする。ところでバークによれば、社会の混乱や不満の原因を究明するためには、何よりもまず民衆の声に耳を傾けて、その言うところを充分に聞かなければならぬ。なぜならば、個人の最も貴重な財産である「名声」(reputation)と、国家の偉大な支柱である「世論」(opinion)を生み出すものは、まさにこの「民衆の声」(voice of the people)に他ならないからである。「ここで私は、民衆の声というものの抽象的な価値について立ち入るつもりはない。しかしすべての個人の最も貴重な財産である名声と、国家の偉大な支柱である世論とがこの声に全面的に依存する限り、これは個人もしくは統治者にとって決して無価値なものと看做されてはならない。国民は第一義的に法によって、いわんや暴力によって統治されるものではない。武力ないし規制策に、たとえどのような本来的活力が備わっているにせよ、この機能は双方いずれの場合においても、所詮単なる手段的なものにとどまる。国民を統治する方法と原理なるものは、……人々の気質(temper)をよく知って、思慮分別ある態度で彼らに接することである。……それ故に政治家(statesman)の最初の研究対象は、彼が統轄している民衆の気質でなくてはならないのである⁽¹²⁾。」

しかしながら、民衆の声に耳を傾けるといつても、人間とは常に何らかの不平を感じ、絶えず何らかの不満の声を出しているものである。というのも「自分の生きている時代を不平に思い、現在の権力者に対して不満をこぼし、過去を嘆く反面で将来に対して途方もない希望を抱くことは、人類の圧倒的部分の通例の性情であり、それは庶民(the vulgar)の無知と軽薄さの必然的結果である⁽¹³⁾」からである。したがって、民衆の声に耳を傾けるに当っては、「人間本性の普遍的弱点」であるこうした不満と、「我々の風土と季節に特有の不満」とを区別し、現在の不満が果たしてどちらに属するものであるかをはっきりと識別する必要がある。しかもそうした識別能力こそが、「真の政治的賢察」(political sagacity)のあらわれなのである⁽¹⁴⁾。そしてバークによれば、こうした「政治的賢察」でもってウィルクス騒擾に見られる現在の不満を詳細に検討すれば、明らかにそれは本性的なものとは異なる憂慮すべき不満であり、その点で現在のイギリスは、まさに危機的な状況に置かれている。つまりイギリスは、異常な事態に直面しているのである。

「現在、政府は恐怖と軽蔑の対象となっている。法律は、それが持つはずの威厳ある健全な威嚇の一切を喪失してしまったために、その不活動は嘲笑の的であり、その発動は憎悪の種である。位階、地位、称号等々、およそ世間に体のよい莊重な性質として通用してきた形式は、今やその敬意と効力を失ってしまい、我々の対外政策も我々の国内の経済も、等しく同じような混乱に陥っている。我が国の植民地では我々への愛情が稀薄となり、

その服従心が弱まってしまった。我々は譲歩することも強行することも知らぬまま、この地上たると天上とを問わず、また国の内外を問わず、健全で無傷なものがほとんど何一つ残らなくなり、内閣の、政党の、家系の、議会の、国民の中の混乱と無秩序が過去のどの時代の混乱にもまして由々しい状態に達するまでになった。これこそは、異口同音に容認され慨嘆されている現実の事態に他ならない⁽¹⁵⁾。」

しかるに政府筋の者は、本質を見誤って、悪いのは政府ではなく、むしろ非難されるべきは、「徳性も才幹も人格も何一つ持ち合わせぬ一握りの党派的政治屋 (factious politicians)」と、その下で行動する「小人数の矮小な煽動家」、およびそうした人々に煽動されている高慢で狂暴で放縱不羈な民衆であると考えている。すなわち彼らは、「我が国の政治は、一貫して明確な節度と完璧な知恵に基づいて運営されてきた」のであって、「一部の誹謗者の邪悪な精励が少数の失意の政治家たちの陰謀と結びついた結果、国民の間にこのように不自然な騒ぎが起こってしまった⁽¹⁶⁾」と考えているのである。そして彼らは、「現在の強圧処置を辛抱強く追求し続け、これに反抗するものを厳格に処罰し続けさえすれば、他日必ずやこれらの騒乱に終止符を打つことができる⁽¹⁷⁾」と主張している。しかしバークによれば、そのような主張は、現在の傾向を仔細に観察した結果ではないし、人類の普遍的本性についての何らかの知識に裏打ちされたものでもない。というのも「この種の人々が主張するように、もしもこの国民を作り上げている素材が極めて激発し易いものであるならば、不満、復讐、野心等々がこの世に存在する限りは、それを激発させる酵母には必ず事欠くことがない⁽¹⁸⁾」からである。バークは強圧処置を批判して、次のように述べている。

「国家の中の偶発的騒擾に対しては、あるいは個々の処罰も効果を發揮するかもしれない。しかし、政府積年の悪政もしくは民衆の自然的反感に発するこの種の激情は、この種の処罰によっては鎮静化するどころか、却って逆に火勢が煽られるものである。強圧措置に訴える場合には、間違いを犯さぬように注意することが極めて重要である。この上なき完璧な知恵を伴う場合に初めて、果断はその徳を發揮するのであり、普通の場合においては、実はむしろ優柔こそが愚行と無知の一種自然な救済策なのである⁽¹⁹⁾。」

こうしてバークは、強圧処置や厳罰主義に安易に寄り掛かることを批判する。そして民衆が何故に騒いでいるのか、その不満の声に謙虚に耳を傾けるべきことを訴える。確かに民衆は、しばしば熱狂的興奮に駆られ、途方もない悪に過去幾度となく走ってきた。しかし民衆の不満や騒擾の原因は、その大半は統治する側に存するものである。なぜならば、「民衆が騒擾に利益を見出すことなど、およそあり得ない」からである。バークはこの辺りのことを、アンリ・四世時代の卓越した政治家であるシュリーを引用しつつ、有名な言葉でこう語っている。

「私は、民衆 (people) が無謬な存在であると考えたりする人間ではない。他の国々における例に洩れず、この国土においても、彼らは一再ならず途方もない悪に走った前歴がある。

ウィルクス事件とパークの『現在の不満』（上）

しかし私として敢えて付言するが、彼らとその支配者との間のどのような抗争においても、少なくとも半分は民衆の側の言い分にも理があるはずのものである。私は経験に基づいて、さらにもう一步進めて言うことが許されよう。民衆の騒擾が非常に拡大してきた局面においては、一般に政府の構成もしくは従来の施政に何かしら間違ったものがあったという観測は、充分肯定され支持されるであろう。民衆が騒擾に利益を見出すことなど、およそあり得ない。彼らが悪に走る場合、それはたとえ彼らの誤謬であっても、決して彼らの犯罪ではないのである。……『偉大な国家において発生する革命は、決して単なる偶然の産物でもなければ、民衆の気まぐれの結果でもない。……民衆が蜂起するのは、決して攻撃的衝動に基づくのではなく、単に圧制に耐えかねた結果なのである⁽²⁰⁾。』

さて、以上が『現在の不満』の序論部である。以下本論に入り、順次考察が進められていく。パークがまず初めに問題とするのは、民衆が何故に不平・不満を抱き、何故に騒乱を繰り返しているのかということである。そこで彼は、まずその原因の探究から論を展開する。パークによれば、近年「新しい統治計画」(new scheme of government)が考案されて実施されている。いわゆる「二重内閣制」(double cabinet)がそれであるが、パークの考えでは、他ならぬこの二重内閣制こそが現在の不満の真の原因である。二重内閣制というこの新しい統治計画は、「ランスウィック家の登位このかた行なわれてきた施政の体系とは根本的に異なる」ものであり、「中間的で独立的な勢力をすべて排除し、宮廷の個人的な恩寵(favour)を唯一の支えとして、宮廷が自由で無制限な影響力(influence)を行使できるようにする⁽²¹⁾」ところにその目的がある。そしてこの計画は、ジョージ三世の即位後、ビュートを中心とする人々によって次のような方法で実施されてきた。すなわち、まず第一に宮廷と内閣を分離することによって、第二に、宮廷の立場を代弁する徒党を結成することによって、第三に、議会をこの計画に黙従させることによってである。パークは、第一の方法である宮廷と内閣の分離について次のように語っている。

「従来、この二つの名称は同義語と考えられてきた。しかし今後は、宮廷と内閣は全く別な存在と考えられなければならない。この作戦に基づいて、内閣の二つの体系が、つまり一つは宮廷の眞の信任と秘密とに与るべき内閣と、いま一つは、統治の事務的・執行的義務を果たすだけの単なる表面的な内閣という二本立ての制度が作られることになった。責任を負うべきはこの後者のみであり、あらゆる権力を享受している眞の顧問官たちは、實際にはいかなる危険からも隔離された⁽²²⁾。」

パークによれば、宮廷と内閣を分離して、すべてを宮廷派の思惑で進めるためにビュートたちが行なったのは、何よりもまずウィッグ党の破壊であった。なぜならば、ウィッグは国土全体に深く根づき、多くの自然的で永続的な影響力を保持しているからである⁽²³⁾。そこで宮廷派は、ウィッグの領袖たちを罷免し、またウィッグの汚職腐敗や貴族專制の危険性を宣伝して、ウィッグ全体の力を削いでいった。そして彼らは、「君側の奸を取り除く」というス

ローガンを広く普及させて⁽²⁴⁾、宮廷の影響力増大を図っていったのであった。

新しい統治計画、すなわち二重内閣制を実施するためにとられた第二の方法は、先述したように、宮廷の立場を代弁する徒党の結成であった。パークによれば、「この徒党は統治の役得や報酬の大きな分け前に与るものとされ、しかもその分け前を、表面的な内閣とは全く別個に、独立して保持すべきものとされた⁽²⁵⁾。」つまりこの徒党は、後に打ち出される政党とは全く異なる原理、全く別個の理念に基づいて形成されたものであり、「その狙いは、国王の恩顧、庇護、信頼が各々の閣僚に到達するのを阻止し、彼ら閣僚が議会内に重きをなすことを邪魔立てし、彼らが依拠する自然的・人為的な基盤を掘り崩すところにあった。そして内閣を支持するのではなく、制御するところにその眼目があったのである⁽²⁶⁾。」パークはこのような狙いを持った宮廷派徒党を、「宮廷党」(court faction), 「党派」(faction), 「私党」(cabal), 「陰謀団」(junto), 「軍団」(corps)等々と呼び、またその一団の人々を、「国王の部下」(King's Men) ないし「国王の友」(King's Friends) と呼んでいる。

新しい統治計画を実現するためにとられた第三の方法は、議会をこの新計画に黙従させることである。すなわち、「議会は国王任命の閣僚たちの顔ぶれ、地位、影響力、能力、人間関係、性格等々に全く無関心であるよう教え込まれた⁽²⁷⁾」のである。「この団体〔議会〕は、自己とは最も対照的な利害や最も調和し難い政策に慣らされた。臣民の間のあらゆる結合関係と依存関係が、すべて全面的に解体されることになった。これまで国事は、民衆を宥め、彼らの信頼を繋ぎとめる能力において練達であるウィッグやトーリーの指導者たちによって行なわれていたが、今やこの方法が変更されねばならなくなってしまった。つまり政治指導は、国内においていかなる尊敬も信頼も払われていない人々の手に委ねられることになったのである。そして他ならぬこの自然的貫禄の欠如こそが、権力移譲を要求するに足る資格であると考えられた。議会の議員は、矜持の念にも義務の觀念にも石のような無関心を示すことが望ましいとされた。独立の大支柱であるこの高雅で誇り高い感情は、徐々に根絶されるべきだと考えられた。……憲法上の格律として、もしも国王が彼の従僕なり諸君の従僕の一人を大臣に任命しさえすれば、それだけでこの人間は、国民の中で地位ないし叡知の点で第一級の人物と同様、諸君の服従を要求するに足るものと考えられた。こうして国民的基盤に立つ内閣の代わりに、密室と舞台裏で作られた私党が大手を振って歩くのを、議会はただ傍観していればよいということになった⁽²⁸⁾。」

さて、以上のような方法で新しい統治計画、すなわち二重内閣制が実現されてきた。そこでは、従来と同様に内閣は存在しながらも、それは実質的には宮廷派=内面的内閣(interior administration)に操られ、宮廷派からの愛顧と庇護なしには存続すらできぬ、全く表面的な内閣=外面的内閣(outward or exterior administration)でしかない。今や権力は、宮廷派の国王の友の手に握られている。そしてそれは、パークによれば、ビュートが政権の座に就いた1762年から現在に至るまで続いているのである。確かにロッキンガム内閣が成立した65

ウィルクス事件とバークの『現在の不満』（上）

年には、密室の徒党が暗躍するのを嫌悪して、宮廷派の協力抜きで政策を遂行しようという試みがなされた。「しかしそれは、単に東の間の翳りでしかあり得なかつた。彼ら〔宮廷派〕は一時的には表面から隠れたが、この雲が吹き払われた後、彼らの星座は一層の光輝を得て、一段と強烈な影響力を行使するようになったのである²⁹。」そして現在、「宮廷勢力を伸長させるために、国家を弱体化しようとする理念に依拠した³⁰」この新しい統治計画は、バーク言うところの「情実主義」(favouritism)を取り入れることによって、ほぼ完成の域に達しているのである。そしてバークの考えでは、この二重内閣、すなわち情実主義の制度こそが現在の不満の真の原因に他ならないのであった。

「国民の間に現在の騒擾を生み出したものは、その構成の大部分が民衆的である統治の中へ、この不自然な情実主義の制度 (system of favouritism) を組み入れたことである。民衆は、格別その原理を深く見極めないでも、この種の政策が無数の暴力行為、革新の精神の途方もない横行、統治機能のあらゆる混乱をもたらすことを明確に理解した。……この制度こそが、無数の多様な水路を通して、我々が危うく腹が裂けんばかりに飲み込んできた、あの各種の苦い水の源泉に他ならない⁽³¹⁾。」

こうしてバークは、現在の不満や騒擾の原因を二重内閣制の中に見て取った。彼にとっては、この制度こそが現下の危機の真因に他ならなかった。ところで、この二重内閣制は一体どのような影響をもたらしているのであろうか。不満の原因を見出したバークは、次いでその悪しき影響について考察していく。二重内閣制の悪影響として、バークがまず取り上げるのは行政府に対する影響であり、具体的には外交、植民地統治、国内経済に対するそれである。彼によれば、そうした局面への影響は甚大なものがある。例えば、二重内閣制が諸外国から信頼されていないために、イギリスの外交政策は今や軽蔑の対象となり、嘲笑の的となっている⁽³²⁾。また植民地統治の面でも、「本国政府が宮廷から疎隔し、閣内では不一致を抱え、国民から嫌惡されている⁽³³⁾」がために、しかもその結果、イギリスの植民地政策には一貫したもののが全く見出しえないがために、植民地は今やイギリスから目をそむけ、自分たちの政策を頼りにし始めている。そして一日一日と、本国から離れつつあるのである⁽³⁴⁾。

二重内閣制が及ぼした悪影響として、次いでバークが取り上げるのは民衆の感情や公共平和に対するそれである。バークによれば、二重内閣制の下で生きる民衆は、もはや為政者に対して一片の愛情も信頼感も抱いていない。彼らは不満と憎惡の感情だけを募らせている。民衆は、宮廷の派閥徒党は自分たちの利益や意見と何の繋がりも有さず、むしろ自分たちを抑圧する危険な敵であるということを充分に知っているからである。事態がここまで進めば、政府がたとえどのような懷柔策をとろうとも、それはもはや無意味であり、却って状況を悪くするばかりである。為政者と民衆が愛情と信頼で固く結びついていない社会では、為政者が民衆に働きかけをしたところで、民衆の間には悲嘆や無秩序が広がり、やがて政府は、民衆の服従を繋ぎとめることさえできなくなるのである。なぜならば、「法を執行する者が軽蔑

される時に、法それ自体が尊敬されることなどあり得ない⁽³⁵⁾」からである。そして遂に民衆は、平和や繁栄を求めることが見えしなくなり、危険な勢力へと転化するとともに、無秩序の中に自ら身を委ねていくことになるのである。

「法も裁判所も、そして本来民衆的であるはずの議会までもが、その設立の目的から逸脱してしまったと民衆が考える時、この変質した制度が依然として帶びているその名称は、民衆にとってただ新しい不満の種となるだけである。……民衆の間では、憂鬱な悲嘆と激しい騒動が発作的に広がって、国民はもはや平和と繁栄への嗜好を失ってしまう。社会の秩序ある状態は、取りも直さず自分が世に埋もれることの判決だと考える類の人間は、国内の騒擾の熱気に煽られて危険な勢力に膨れ上がる。そして彼らは、一種の邪惡な忠誠心によって、自分たちを世に押し上げてくれた原因である無秩序を中心憎からず思うようになる。皮相な観察者は、あるいはこの種の人々を社会不安の原因と考えるかもしれない。しかし実のところ、彼らはその産物にすぎないのである⁽³⁶⁾。」

こうしてパークは、二重内閣制が民衆の感情や社会の公共平和に甚大な悪影響を及ぼしていることを強調する。しかしパークによれば、その影響は単に行政府や民衆に対してばかりではなかった。君主もまた大きな影響を受けているのであり、その現状を彼は詳しく説明している。例えば、宮廷派の新しい統治計画は君主に心の平安を与えたわけでも、富や力をもたらしたわけでもない。また威信を高めたわけでも、宮廷の輝きを増大させたわけでもないのである⁽³⁷⁾。したがって、二重内閣制はいかなる点からしても良き効果をもたらさなかつたが、しかしパークがその悪影響として最も重視するのは、議会に対するそれである。けだし「議会こそは、こうした〔二重内閣制の〕政策を推進すべき手段であるとともに、これら一切の政策の大目標であり、それが狙いとする目的物であった⁽³⁸⁾」からである。そしてそれ故に、議会に及ぼすその影響は他の局面よりもはるかに大きく、そこには極めて深刻なものがあるのである。

パークによれば、下院は民衆に直接由来するとともに、速やかにそれに還元されるべき一つの抑制機関であり、政府と民衆との間の中間的存在である⁽³⁹⁾。したがってそれは、選挙民との間にある種の「血縁関係」や「親和力」を有し、それが自然なことであるとともに、またそうでなければならぬものである。もしも下院が民衆への共感を失って、国民感情を映す鏡たるべきことを忘却するならば、そして民衆の声に対して完全に不感症になってしまったらば、下院はもはや下院としての存在意義をなくし、民衆のための抑制機関というよりは、むしろ民衆を抑圧する民衆に対する抑制機関として機能するようになる。もしそのようなことになれば、それはあらゆる専制の中でも最も耐え難い専制となろう⁽⁴⁰⁾。なぜならば、国王や貴族の専制は下院を通して抑制し得るが、下院それ自体の専制は、もはやいかんともし難いものだからである。パークは下院の精神や本質について、しばしば引用される有名な言葉で次のように語っている。

ウィルクス事件とパークの『現在の不満』（上）

「もしも〔民衆に対する〕共感（sympathy）がなくなれば、下院はもはや下院であることをやめるであろう。なぜならば、下院を厳密な意味において民衆の代表たらしめるものは、必ずしも下院の権能（power）が民衆に由来するという事実ではないからである。国王も同じように民衆の代表であり、上院もそうであり、そして判事もそうである。彼らもすべて、下院と同じく民衆のために信託を預かる機関である。そもそもいかなる権力といえども、それを保持する者のためにだけ存するものは一つもない。確かに統治は神の権威に基づく事業であるかもしれない。しかしその形態とそれを執行する人間は、すべて例外なく民衆から由来する。したがって、民衆に起源を持つことは民衆の代表としての下院の特徴とはなり得ない。この性格は、統治のすべての部分とすべての形態に対しても一様に当てはまる性質である。下院の美質と精神と本質は、実はそれが国民感情の直接的な鏡であるという点にこそ存する。それは、……民衆に対する抑制として設立されたものでは決してない。それは、民衆のための抑制として樹立されたのである⁽⁴¹⁾。」

このようにして、下院は国民感情を映すものであり、民衆のための抑制機関である。下院は国王や貴族の專制から民衆を守らねばならず、したがって、「行政官や司法官に対する油断のない警戒の目、公金の使途に対する注意深い配慮、民衆の苦情を受け入れようとする柔順なまでの用意等々こそは、下院の真の特徴であると考えられる⁽⁴²⁾」。つまり下院は、民衆の利益を第一義とすべきであって、それこそが下院の第一原理なのである。そしてイギリスにおいては、こうした原理を重んじるが故に、下院議員の選出を民衆自身の手に委ねるという慣行が確立されているのであり、しかもそれは、「自由な国家の第一義的長所の一つ⁽⁴³⁾」なのである。パークは、下院の原理が腐敗した場合、次の二つの徵候が現われると言う。すなわち一つは、「あらゆる閣僚に対して無差別に支持を与えようとする慣行」、いま一つは、「自由な選挙の権利を損うような何らかの意見の提起⁽⁴⁴⁾」である。パークによれば、前者は抑制としての下院の目的そのものを破壊し、後者は、下院が依拠する法的権威を覆滅する。したがって、下院があらゆる閣僚に対して全く無原則・無制限な支持を与えたり、民衆の選挙権を否定するような見解を打ち出したりした場合、それはすでに、下院の原理が腐敗していることを示す徵候あるいはその証左と看做されるべきである。そしてその場合、「下院が掲げる目標も、完全に裏切られたと結論づけなければならない」のである。パークは、原理を失った下院を次のように表現している。「議会は政府の重要な措置についてその片棒を担ぎ、そのため行政権力に対する議会の抑制は失われる。憲法の純粹性を守る偉大な保護者とも言うべき弾劾制度（impeachment）は、その理念自体が地を掃うまでに危機に瀕する⁽⁴⁵⁾」と。

ならば現在の下院は、一体いかなる状況にあるのであろうか。果たしてそれは、下院としての第一原理を保持していると言えるであろうか。否である。というのもパークによれば、ミドルセクス選挙区の実態が明らかにしているように、国王の友の支配下に置かれ、今や宮廷にひたすら従属しているイギリスの下院は、選挙民の意志に基づいて正当に選ばれた人物

の議員資格を剥脱し、逆に選挙民が選出しなかった人間を受け入れるという、憲政史上例を見ない愚行を犯しているからである。「この〔代表選出の〕権利は、民衆自身が判断し感じ得る範囲内の事柄であって、理性の虚構でも法の産物でもない。つまり現実に下された選択に代えて、何らかの他の顔ぶれを任意に置き換えるような制度は、代表制（representation）という目的に応えることなど全くできないのだ⁽⁴⁶⁾。」バークは代表と選挙民との分離を慨嘆しつつ、腐敗・堕落した下院の現状を批判してこう述べる。

「上奏一方の下院と請願一方の国民、国民が絶望の淵に臨んでいる時に満々たる自信を示す下院、民衆が極度に嫌惡する閣僚との緊密な協調を誇る下院、世論が内閣の弾劾を叫ぶのに、彼らへの感謝決議をする下院、民意が使途の監査を要求している時に、その承認に躍起となる下院、民衆と内閣との間の係争に際し、必ず民衆側に非があると考える下院、民衆の騒擾は罰するが、それを生み出した原因の究明すら拒絶する下院、これは、我が国の憲法において不自然で奇怪な事態であると言う他ない。この種の合議体（assembly）は、偉大で賢明で莊厳な元老院（senate）であり得るかも知れない。しかしそれは、民衆のための下院では断じてないのだ⁽⁴⁷⁾。」

さて、以上が二重内閣制のもたらした影響である。そして本論（危機の原因およびその現状分析）はここで終り、次いでバークは、『不満の原因』の結論として、民衆の不満や騒擾を鎮め、現在の危機を救済するための方策の検討へと入る。我々も、彼の叙述に従ってその言うところを見ていこう。彼はまず次のような叙述から始めている。「一般に、議会の混乱を癒す策として最初に考えられる案は、議会の会期を短縮することと、官吏の全部もしくは大多数の者の議員資格を剥奪することである。この種の救治策にどのような効力があるかはともかくとして、少なくとも私は、現在の状況ではそれの適用は不可能であると考える。自由な選挙の権利の回復こそが、他のあらゆる改革にとって不可欠な前提である⁽⁴⁸⁾。」

バークも自覚しているように、この当時、議会を改革する方策として、三年制議会案と公務員法案がしばしば提案されていた。しかしバークは、この両案に対して否定的もしくは極めて消極的であった。なぜならば、例えば三年制議会案が実施されると、議席の売買、選挙人の買収、饗應、暴動などが頻繁に起こり、その結果、民衆の間に「恐るべき混乱」が生じるからであり、また「我が国の独立的な紳士たちが、3年毎に国庫お抱えの人間との抗争に引き込まれる恐れがある⁽⁴⁹⁾」からである。したがって、三年制議会案は、バークにはそれが狙いとする目的を達成するよりも、むしろその目的達成を阻害する恐れがあると危惧されたのであった。そして公務員法案に対しても、彼は同様の立場をとったが、しかしバークが両案に対して否定的であったのは、実はそれらが憲法の改正に繋がって、やがて憲法の均衡が覆されることになると思われたからである。つまり、これまでの叙述からもある程度知り得るように、バークは王政、貴族政、民主政の三要素が抑制均衡した伝統的なイギリス憲法体制の熱烈な擁護者であって、微妙な均衡の上に成り立つ憲法の変化に繋がるような改革案に

ウィルクス事件とパークの『現在の不満』（上）

は、彼は極めて慎重であったのである。そのことは、次の引用文からも容易に知ることができます。

「我が國の憲法は、周囲にあまねく切り立った断崖と深い潭水を擁して際どい均衡の上に立っている。それを一方への危険な傾斜から救い出そうとすれば、他の方向へ引き戻しすぎる危険が発生する。我が国の政府のように複雑な統治体における根本的変化を図ろうとするすべての計画は、それよりもさらに複雑な外的状況と結びつく場合には、必ず困難に満ちた事柄となる。このような状況では、思慮ある人間は決して決断を急がず、慎重な人間は決して着手を急がず、正直な人間は決して公約を急がないであろう。自分がその試みの義務を負い、実行の能力を有すると確信し得る事柄以上のことを請け合う者は、実は公衆をも彼ら自身をも尊敬しない人間である。これが私の、恐らく弱気ではあるが、率直かつ公正な感想である。故国憲法に対する切実なる愛着と、そして何がそれを最も間違なく確立する道であり、何が阻害する道であるかの経験を具備している眞面目な人々の意見に、この私見を委ねたいと思う⁽⁵⁰⁾。」

しかしながら、三年制議会案や公務員法案が問題を解決する適切な方策でないとするならば、現下の危機を救う途は一体何であろうか。パークはその解決策を、一体どこに見出したことであろうか。彼はまず、民衆が彼らの代表の行為に監視の目を光らせて、代表者が栄誉や官職や報酬等に目が眩んで政府に無差別かつ盲目的な支持を与えていないかどうかをチェックすれば、ある程度の効果が生み出されると言う⁽⁵¹⁾。そしてそれとともに彼は、否それ以上に強い調子で、剛毅廉直の人々が一定の政治的集団を結成すれば、政治秩序は大幅に回復されるとして次のように言うのである。「政府の中枢に巢食ってそれを要塞化し、政治を意のままに操縦している国王の友という名の守備兵が完全に掃滅され解体されない限り、そして彼らが築き上げたすべての陣地が取り壊されない限り、自分は断じて入閣を拒否するというほどの剛毅廉直の士が相当数集まって強力な集団を作り上げるならば、政治秩序は大幅に回復されるであろう。このような種類の軍団（corps）を維持し、その下で行動し、それと協力しようとする意向を公人が抱き続けるか否かが、今後生まれるあらゆる内閣の性格を鑑別すべき試金石となる⁽⁵²⁾。」

我々は、ここでパークの言わんとしていることが、実は政党に他ならぬことを容易に理解することができるであろう。パークが民衆の不満を鎮め、現下の危機を救済する最終的拠り所としたのは、他ならぬ政党であった。すなわちパークの考えでは、公共の利益を目指す政党こそが、利己主義的な宫廷派の跳梁を阻止し得る最後の砦であり、したがって現在最も必要なのは、理念と信念を持った人々が、何よりもまず政治的に結合することであったのである。「何となれば、人々が結合し連繫している間は、何らかの悪しき意図の存在について、即刻容易に警鐘を打ち鳴らすことができる。彼らはその意図を衆知を集めて検討し、総力を併せてそれに抵抗することができる。これに反して、彼らが協調も秩序も規律もなく、個々に

散らばっている限りは、連絡は不確実で合議は困難であり、しかも抵抗は不可能である。……結合(connection)の中にはあっては、最も取るに足らぬ人間でさえも、全体の重みに自己の一枚を加えることによって、自己の真価と意義を証し得る。しかし結合の外に置かれる場合には、最も偉大な才能を持った人間といえども、公衆に対する貢献を何一つ果たし得なくなる。……悪しき人間が徒党を組むならば、善い人間は連帶しなければならないのである⁽⁵³⁾。」

確かにこれまで、「すべての政治的結合はその本性上派閥的であり、それ故この種の存在はすべて解体され、破壊されるべきだ⁽⁵⁴⁾」という主張がしばしばなされてきた。そして事実、公益を目指す「政党」(party)が、私利私欲に駆られた「派閥」や「党派」(faction)に堕して、偏狭かつ頑固な排他的精神や、独善的で局部的な利害感情に埋没したことも往々にしてあった。しかしさークによれば、こうした事実と政党それ自体の持つ価値とは区別されるべきである。けだし「政治的結合は、我々の公的義務の完全な遂行のためには必要不可欠であり、ただ時として、偶然的に派閥に墮する傾向があるにすぎない。国家共同体（commonwealth）は家族から成り立つが、自由な国家共同体はさらに政党からも成り立つのである⁽⁵⁵⁾。」それ故にこそ古代ローマの賢人たちも、政治的結合を推奨したのであり、またイギリスにおいても、アン女王治世下の聰明な人々は、ウィッグの結合を重んじて、それに立脚しながら優れた統治を行なったのであった⁽⁵⁶⁾。次に引用するのは、『現在の不満』の中で最も有名な一節である。パークは政党の古典的定義を下すとともに、「行動の場の哲学者」たる政治家の任務を説いて次のように述べている。

「政党とは全員の一致したある特定の原理に基づき、共同の努力によって国家的利益を促進するために結合した人間集団のことである。(Party is a body of men united, for promoting by their joint endeavours the national interest, upon some particular principle in which they are all agree.) 私個人の考えを言うならば、自己の政策を実施に移すための手段をとろうとしない人間は、本心からその政策の正しさを信じ、それを大切なものと考えているとは思えない。統治の正しい目標を設定するのは思弁的哲学者の仕事である。それに対し、それらの目標を実現するための然るべき手段を発見し、それを効果的に用いるのが行動の場の哲学者たる政治家の仕事である。(It is the business of the speculative philosopher to mark the proper ends of Government. It is the business of the politician, who is the philosopher in action, to find out proper means towards those ends, and to employ them with effect.) それ故にすべての名譽ある結合は、あらゆる正しい手段を追求するのが党の第一目的であることを宣言するであろう。それは、意見が同じである人々に対し、国家のあらゆる権力と権威を用いて、その共通の計画を実行に移すことができるような状況下に彼らを置くためである。この権力は特定の状況に付随しているので、これらの状況への到達を目指して闘うのが彼らの義務である。他の党派を追放することなく、自らの党にあらゆる物事に関する優先権を認めさせねばならない。党の全体

ウィルクス事件とパークの『現在の不満』（上）

が一括して含まれぬような権力の提供は、決して個人的な考え方だけで受け入れてはならない。そして彼ら自身の政党結成の基となった基本原理、否、あらゆる公正なる結合の基礎となるべき基本原理を否認するような人々によって、内閣や議場内で引きずられ、支配され圧倒されることのないように警戒せねばならない。このような雄々しく名譽ある原理に基づいて、気品ある態度で権力を争うことと、地位や報酬を求めて、卑しくまた私心を持つて抗争することとは違うのであり、それらは容易に識別することができるるのである⁽⁵⁷⁾。」

パークは公的人間である政治家に、公的人間の義務として、国家利益のために立ち上がるべきことを訴えた。そして「共通の見解、共通の感情、共通の利害」によって一つに結ばれた人々と一致協力し、まさに「行動の場の哲学者」として、良き事柄を実現するために危険を冒しても勇猛果敢に行動すべきことを訴えた。パークの考えでは、国家の平和や繁栄を祈念したり、悪しき行為を行なわないといった消極的な態度では、公的人間の義務を果たしたとは到底言い得ないのであった。なぜならば、「公的義務は要求し要請するものである。正しい事柄は単に世に明らかにされるだけでなく、世に行なわれなければならぬことを、また悪しき事柄は摘発されるだけでなく、必ず打倒されなければならないことをこの義務は要求し期待する⁽⁵⁸⁾」からである。そしてパークによれば、今こそが公的義務を果たすべき絶好の時であった。「公共の平和の敵方の戦略は、我々を攪乱させても、未だ我々を破滅させるには至っていない⁽⁵⁹⁾」のである。パークは理念を同じくする者が団結し、不退転の決意で事態に臨むべきことを繰り返して訴えた。公的人間が、諸悪の根源たる二重内閣制を打倒すべく、広範な民衆の支持を背景としながら宮廷派に対抗して固く結束するならば、そして下院の威信を回復させるとともに、政党政治を力強く押し進めていくならば、自由な選挙の権利は取り戻されて、民衆の不満や騒擾は鎮まり、かくして現下の危機は必ずや救済され得るのであった。逆にこれらのことを行なわれないならば、現在の混乱はなおも続き、人々が暴動もしくは専制に晒されていくこと必定なのである。パークはこのパンフレットを次のような言葉で締め括っている。いささか長きにわたるが、我々もこの引用文をもって本節の結びとしよう。

「私がこれまで述べてきたような派閥が現実に存することを読者が信じるならば、つまり民衆の一般的な感覚を無視し、宮廷の私的寵愛に基づいて君臨するこの派閥が、我々の自由の一切の基礎を掘り崩す計画を押し進め、行政府のすべての機能を弱体化し、国外での軽蔑を我々に招き、国内での混乱を生ぜしめている事実を読者が納得するならば、必ずやそれと同時に、公的人間が広汎な民衆の熱烈な支持を背景として、この集団に対抗すべく固く団結する以外には断じてこれを封ずる手段がないことを確認するに至るであろう。民衆は、公的人間を再び世論に注目させ、憲法をその本来の原理へ回復せしめることの必要性に必ず気付くことであろう。とりわけ彼らは、現在の下院にこびりついた非本来的性格を払拭しようと努力するであろう。彼らは下院の存在、その権力、その特権を最大限それ自身にのみ依存させ、自分以外のものから独立させようと努めるであろう。下院にとっては

この種の服従こそが、（神の法への服従と同様に）『完全な自由』なのである。なぜならば、もし下院が自らの権力の唯一の本然的な基盤を見棄て、この自然的で合理的で自発的な服従を放棄するならば、彼らはそれ以外の卑賤で不自然な筋からの援助を仰がねばならぬことになるからである。もしも選挙民とのこの正当な結合という手段を通して下院の眞の威信が回復されるならば、下院は、……やがて昔自分がふるったあの抑制の機能を想起するであろう。……下院がこの教訓を我がものとするならば、下院はただ一つの内閣を持つことが君主の眞の利益であり、しかもその内閣は、寵臣への追随によってではなく、国の世論を通じて君主の目に適った人々から成る内閣だということを宮廷に教えることができるであろう。そうした人々は、君主に対して愛情と忠誠を込めて仕えるであろう。……また彼らは、効果的に君主に仕えることができるであろう。……さらに彼らは、威儀を持って国王に仕えることができるであろう。……下院が選挙民に対する自己の責任を自覚するならば、たとえ人間の弱さを考慮に入れても、下院に対する自らの責任を自覚した内閣は、必ずやこのような全体的性格を身に付けるであろう。これに反してもしそれ以外の考えが依然として支配的ならば、現在の混乱状況は今後も引き続いて存続し、結局は社会的暴動が猛り狂うか、それとも専制政治の死の静寂に陥るかのいずれかであろう。⁽⁶⁰⁾」

注

- (1) The Marquis of Rockingham to Burke (29 June 1769), *Correspondence*, vol. II, pp. 39-40. 同様の内容のこととは、7月17日付のバーク宛書簡にも見られる。Ibid., p. 49.
- (2) Burke to the Marquis of Rockingham (30 July 1769), ibid., p. 52.
- (3) J・ホワイトについては、cf. Namier and Brooke (eds.), *The History of Parliament*, vol. III, pp. 630-31.
- (4) The Marquis of Rockingham to Burke (15 October 1769), *Correspondence*, vol. II, p. 92. Cf. The Marquis of Rockingham to Burke (4 November 1769), ibid., p. 104.
- (5) Cf. Burke to the Marquis of Rockingham (post 6 November 1769), ibid., p. 108; (5 December 1769), ibid., p. 114.
- (6) Cf. Sir George Savile to the Marquis of Rockingham (ante 18 December 1769), ibid., pp. 118-21.
- (7) 出版に至るまでの経緯を詳しく論じたものとして、Donald C. Bryant, "Burke's *Present Discontents*: The Rhetorical Genesis of a Party Testament," *The Quarterly Journal of Speech*, vol. XLII, no. 2 (April 1956), pp. 115-26; John E. Faulkner, "The Literary Career of Edmund Burke," Ph. D. dissertation, The State University of New Jersey, 1981, pp. 130-36 がある。
- (8) Burke to Richard Shackleton (6 May 1770), *Correspondence*, vol. II, p. 136.
- (9) Burke, *Thoughts on the Cause of the Present Discontents*, in *Writings*, vol. II, pp. 251-52. 中野好之訳『現代の不満の原因を論ず』（『エドマンド・バーク著作集』(1)）（みすず書房、1973年）、192頁。
- (10) 小松『イギリス政党史研究』、206頁参照。
- (11) Burke, *Thoughts on the Cause of the Present Discontents*, in *Writings*, vol. II, p. 275. 邦訳、221頁。
- (12) Ibid., p. 252. 邦訳、193頁。

ウィルクス事件とパークの『現在の不満』（上）

- (13) *Ibid.*, pp. 252-53. 邦訳, 193頁。
- (14) *Ibid.*, p. 253. 邦訳, 193-94頁。
- (15) *Ibid.*, p. 253. 邦訳, 194頁。
- (16) *Ibid.*, p. 254. 邦訳, 195頁。
- (17) *Ibid.*, p. 255. 邦訳, 196頁。
- (18) *Ibid.* 邦訳, 196-97頁。
- (19) *Ibid.* 邦訳, 197頁。
- (20) *Ibid.* 邦訳, 同頁。
- (21) *Ibid.*, p. 260. 邦訳, 202頁。
- (22) *Ibid.*, pp. 260-61. 邦訳, 203頁。
- (23) パークはこう語っている。「長期間にわたる統治の実績、強大な私有財産、恩義の施しを通しての貸借の関係、官職上の繋がり、血縁や婚姻や友情（これらは当時かなりの束縛力を持っていた）に基づく絆、民衆の圧倒的な部分にとって親しいウィッグという名称、昔から一貫して抱き続けられている王室への愛情等々—これらがすべて相伴って、国民の中に〔宮廷から見て〕呪われた犯罪的な権力体を作り上げていた。」
(*Ibid.*, p. 264. 邦訳, 207頁。)
- (24) *Cf. ibid.*, p. 266. 邦訳, 209頁。
- (25) *Ibid.*, p. 261. 邦訳, 203頁。
- (26) *Ibid.*, p. 269. 邦訳, 214頁。
- (27) *Ibid.*, p. 261. 邦訳, 203-204頁。
- (28) *Ibid.* 邦訳, 204頁。
- (29) *Ibid.*, p. 275. 邦訳, 220頁。
- (30) *Ibid.*, p. 270. 邦訳, 214頁。
- (31) *Ibid.*, p. 276. 邦訳, 222頁。
- (32) *Ibid.*, pp. 283-85. 邦訳, 230-32頁。
- (33) *Ibid.*, p. 285. 邦訳, 233頁。
- (34) パークは、二重内閣制が行政府に及ぼしている悪しき影響を次のように語っている。「私見によれば、現在のこの政情不安には、これまで私が耳にしたり読んできたもの以上の特異な毒と惡意が潜んでいる。以前ならば、恣意的統治を画策する徒輩は、単に彼らの国土の自由を攻撃するだけであった。……しかし現在問題になっている陰謀団の政策は、単に我が国の自由な憲法を全神経に至るまで麻痺させるばかりではない。それと同程度に、行政機構全体を麻痺凍結させ、統治のあらゆる重要な機能を弛緩させ、不確実で非能率的なものとしている。そしてその結果、閣僚たちは国内の施策についても国外の政策についても有益な計画の立案を恐れ、その執行を躊躇する有様である。そこでは、自由なる政府の安定性や、確固たる君主政の活気を生み出す傾向など全く存しないのである。」(*Ibid.*, p. 283. 邦訳, 230頁。)
- (35) *Ibid.*, p. 312. 邦訳, 268頁。
- (36) *Ibid.*, p. 286. 邦訳, 233-34頁。パークはこうも述べている。「激烈な放縱は暴力的拘束を生み出す。軍事的な実力行使が唯一の切り札となる。こうして、諸君の憲法を何と名づけようと、支配するものは結局は劍の力となる。自己よりも強力な同盟者の援助を呼び入れる他の権力一般と同様に、文民的権限(civil power)は、それが受け入れる援軍によって滅亡する。しかしこの統治計画の考案者たちは、決して単なる軍事力だけに頼ろうとはしない。なぜならば、彼らは狡猾な人間だからである。彼らの性急でよこしまな精神は、彼らをしてあらゆる種類の便宜策を探し求めさせる。大衆を統御し得ない彼らは、それ故に民衆相互間の分断

を画策する。一部の暴徒が、他的一部の暴徒を撃滅するために雇われる。しかしこの種の措置によって、民衆は一層鼓舞されて大胆不敵となり、同時に彼らの欲求不満も一段と増大する。一部の人々は、暴動の誇示と混乱の規律の能力を買われて国家年金を受領する。政府は、以前は法に背いてまで鎮圧したその同じ放縱を、今度は法の厳しさから守らねばならないという苦しい状況に追い込まれる。すべてがこの本源的無秩序に感染する。自由を伴わぬ無政府状態と、服従を抜きにした隸従が蔓延する。これこそは、行政府を忌まわしくも弱々しい存在とし、内閣を議会による憲法上の健全な抑制から解放して、それに代わる新しい抑制、つまり我が国の憲法史上に前例のない内面的内閣を作り出すことによって、統治の全枠組みを混乱と汚辱にまみれさせるに至った政策が、我が公共的平和に及ぼした不可避的結果である。」(*Ibid.*, pp. 286-87. 邦訳, 234-35頁。)

(37) 「この二重内閣制は、国王の私的閑暇に対して一層の平和と落ち着きを与えたであろうか。断じて否。この点は全く間違いない。臣民の父たるもののは、家族がこのような混乱状態にある時に心の平穏を味わい得るはずがない。ならば王権もしくは国王個人が、この種の精巧極まる計画によって得たものは一体何であろうか。このような無数の骨折りや考案を通じて、一体国王は以前よりも富裕もしくは壮大に、あるいは強大ないし安樂になったであろうか。むしろ彼ら〔宫廷派〕は、王の国庫を空にし、その宮廷の光輝に翳りを与え、彼の威信を低下させ、彼の感情を苛立たせ、彼の私生活のあらゆる秩序と幸福を搔き乱しはしなかったであろうか。国王がこの厚かましくも自ら国王の友と名乗って恥じぬこの一味徒党によって、一体どの点で利益を得たかを述べるのは、極めて困難なことであると私は思う。」(*Ibid.*, pp. 290-91. 邦訳, 239-40頁)。

(38) *Ibid.*, p. 291. 邦訳, 240頁。

(39) *Ibid.*, p. 291-92. 邦訳, 241頁。

(40) *Ibid.*, pp. 294-95. 邦訳, 245頁。

(41) *Ibid.*, p. 292. 邦訳, 241-42頁。

(42) *Ibid.* 邦訳, 242頁。

(43) この点を説明して、パークは次のように述べている。「民衆の手による為政者の選出および民衆による報賞と栄誉の配分は、自由な国家の第一義的長所の一つである。この長所もしくはこれに準ずるもののがなければ、恐らく民衆は、自由の実質を長期にわたって享受し得ないし、良い統治に漲るあの生き生きした活気を持ち得ない。……民衆に受け入れられるような人々の手に権力が委ねられぬ限りは、すなわち、国民として到底信を置くことのできない派閥が宮廷を牛耳っている限りは、政府に対する支持を拒否することが、最近までは常に議会の第一の義務と看做されてきた。かくして民衆による選挙が生み出す好ましい効果のことごとくが、……我々の手中に確保されていると考えられてきた。この点こそは、我が国の憲法の中の最も高貴で洗練された部分であった。民衆は、彼らの代表や貴族を通じて立法に関する審議権を委ねられ、一方国王には、彼の拒否権による抑制の権限が備わっていた。換言すれば、国王は審議上の選択権と内閣への選任権を、民衆は議会におけるそれへの支持の拒否という形の拒否権を有していたのである。以前は、この抑制の権能のおかげで閣僚は議会を畏敬し、議会は民衆を畏怖していた。もしも内閣の制度ならびに閣僚に対するこの抑制の権能の効力が消滅するならば、議会も何もかも一切が失われることになるのである。」(*Ibid.*, pp. 278-79. 邦訳, 224-25頁。)

(44) *Ibid.*, p. 293. 邦訳, 243頁。

(45) *Ibid.*, p. 294. 邦訳, 244頁。

(46) *Ibid.*, p. 301. 邦訳, 253頁。

(47) *Ibid.*, pp. 292-93. 邦訳, 242-43。

(48) *Ibid.*, p. 308. 邦訳, 263頁。

ウィルクス事件とパークの『現在の不満』（上）

- (49) *Ibid.*, p. 309. 邦訳, 264頁。なお, この引用文に続けてパークは次のように語っている。「この抗争の両当事者のどちらが最初に窮迫するかは、言わずと知れた事柄である。……申し立てられている弊害が、現在の状況の下では現実に存在するとしても、それは三年制議会によってはほとんど除去されないのであろう。何となれば、選挙における政府筋の影響力が完全に排除されぬ限りは、彼らが選出される頻度が多くなればなるほど、彼らの私的独立もそれだけ一層危険となるからである。そしてそれだけ余計に人々は、政府筋の安定した体系的利権と、無際限な王室費 (civil list) の財源に頼らざるを得ないことになるからである。確かに、選挙におけるこの影響力の削減に向けて何らかの措置が講ぜられるべきであり、それは議会の会期を長くするにせよ短くするにせよ、一様に必要なことであろう。しかしこの種の抗争があまりにもしばしば繰り返されるならば、それが最初は財政の独立に、次には精神の独立に対して破滅的な影響を与えるという悪弊は、いかなる手段をもってしても完全に除去することはできないのである。」
- (50) *Ibid.*, p. 311. 邦訳, 266-67頁。
- (51) *Ibid.*, p. 312. 邦訳, 267-68頁。パークは、代表者に目を光らせるのは選挙人の義務であるとして次のように述べている。「彼らの代表の行動に注目するのは、選挙人の務めでなければならない。彼らの代表が、〔国王の友の支配下にある〕このような内閣に対して一度でも支持票を投ずれば、それはこの内閣に閣僚として参加することに劣らぬ罪悪であり、それを黙認することは、それに協力するに少しも劣らぬ犯罪であると選挙人は考えるべきである。議員たちの悪名高い無節操と気まぐれを、選挙人は自らに与えられた究明の機会に特別入念に観察すべきである。議員たちのこの習性こそは、国内におけるあらゆる名譽ある有徳で有用な結合の分断に血道を上げる、あの破壊的な制度の主要な堡壘の一つなのである。」(*Ibid.*, p. 314. 邦訳, 270頁。)
- (52) *Ibid.*, p. 313. 邦訳, 270頁。
- (53) *Ibid.*, pp. 314-15. 邦訳, 271-72頁。
- (54) *Ibid.*, p. 314. 邦訳, 271頁。
- (55) *Ibid.*, p. 315. 邦訳, 273頁。
- (56) *Ibid.*, pp. 316-17. 邦訳, 273-75頁。
- (57) *Ibid.*, pp. 317-18. 邦訳, 275-76頁。
- (58) *Ibid.*, p. 315. 邦訳, 272頁。政治家の義務に関しては、次のような表現も見られる。「我々の義務とは、我々の心中に我々人間に属するあらゆる種類の優しい正直な感情を育んで、それを最も生き生きした完全な姿にまで成熟させ成育させることである。私の生活において望ましい情念を、国家共同体の運営と奉仕に役立てること。我々が紳士であることを忘れぬ程度において、愛国者たること。友情を涵養しつつ、敵意を身に引き受けること。この両者を共に強く、しかし同時に選り抜かれた形で身につけること。前者に関しては寛容であり、後者に関しては不退転であること。我々の原理を、我々の義務と我々の状況に合わせること。実現不可能な徳目は、すべて偽物であると確信すること。沈香も焚かず屁もひらずに便々と生きるよりは、むしろ誤謬に陥る危険を冒してまで、敢えて効果的積極的に行動する道を選ぶこと。公的生活は権力と活動の場に他ならない。歩哨に立って居眠りする人間は、敵陣に投げる人間と同様自己の義務に違背する者である。」(*Ibid.*, p. 320. 邦訳, 279-80頁。)
- (59) *Ibid.*, p. 321. 邦訳, 280頁。
- (60) *Ibid.*, pp. 321-22. 邦訳, 280-82頁。

〈付記〉本稿は、1991年度岐阜教育大学研究助成による研究成果の一部である。